

◆————◆
第 5 編
————◆

資 料 編

目 次

1	防災組織及び防災関係規程等	1
	防災関係機関連絡先	1
	大江町防災会議委員名簿	2
	大江町防災会議条例	3
	大江町災害対策本部条例	5
	災害弔慰金の支給等に関する条例	6
	災害弔慰金の支給等に関する条例の施行に関する規則	9
	大江町防災会議運営規程	12
	大江町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程	13
	大江町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程	19
	大江町防災資機材等管理運営要綱	29
	大江町自主防災組織整備推進要領	38
	被害調査要領	41
	山形県自主防災組織整備推進要綱	48
	市町村総合防災訓練実施要綱	50
	山形県災害報告取扱要領	55
	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	75
	気象予警報等の種類	80
	大江町雨量観測所設置場所一覧	81
	気象庁震度階級解説表（抜粋）	82
	被害程度の判定基準	84
	火災警報発令基準	86
	災害救助法適用基準	87
2	通信（デジタルトランシーバー配置）	89
3	相互応援協定等	90
	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	90
	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	92
	山形県広域消防相互応援協定書	95
	山形県広域消防相互応援協定運用について	97
	山形県消防広域応援隊に関する覚書	101
	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	104
	山形自動車道山形県市町消防相互応援協定書	107
	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	108
4	災害記録	111
5	自衛隊の災害派遣要請	120
	災害派遣要請書様式	120
	災害派遣部撤収要請書様式	121
6	消防・水防	122
	消防団の組織	122

	防災倉庫	123
	防災倉庫の備蓄基準（水防関係）	123
	危険物貯蔵所	124
7	災害危険箇所	125
	土砂災害警戒区域等	125
	土石流危険渓流 I	128
	土石流危険渓流 II	128
	重要水防箇所	129
	雪崩危険箇所	130
8	避難	131
	避難所一覧	131
9	緊急輸送	132
	災害時臨時ヘリポート指定予定場所	132
	一次集積配分拠点候補施設	132
	輸送車両一覧（町所有車両）	132
	車両の借上先	132
10	医療救護	134
	医療機関一覧	134
	医薬品等調達先	134
11	食料・飲料水等の調達・供給	135
	主食、副食物等調達先	135
	応急給水補給水利施設	135
	応急給水資機材	135
12	遺体の処理・埋葬	136
	遺体収容所	136
	火葬場	136
13	文教	137
	教科書取扱店	137
	国、県、町指定文化財	137
14	ライフラインの応急復旧	138
	町内建設業者等一覧	138
15	その他資料	139
	町内重要避難路	139
	緊急時輸送道路として整備していく農林道	139
	防災重点ため池	140
	山地災害危険地区	141

1 防災組織及び防災関係規程等

防災関係機関連絡先

名 称 (事 業 所 名)	所 在 地	電 話 番 号
山 形 県 防 災 危 機 管 理 課	山形市松波二丁目 8-1	023-630-2232 衛星 7-800-1200 ~1204、1208
村山総合支庁総務課防災安全室	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8108 衛星 7-810-120
村山総合支庁西村山河川砂防課	寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8413 衛星 7-820-133
村 山 保 健 所	山形市十日町一丁目 6-6	023-627-1100 衛星 7-800-8000
寒 河 江 警 察 署	寒河江市大字西根字上川原 228-1	0237-83-0110
西村山広域行政事務組合消防本部	寒河江市大字西根字石川西 300-1	0237-86-2504 衛星 7-747-101
陸 上 自 衛 隊 第 6 師 団	東根市神町南三丁目 1-1	0237-48-1151 衛星 7-800-8210
国土交通省山形河川国道事務所	山形市成沢西四丁目 3-55	023-688-8421
山 形 地 方 気 象 台	山形市緑町一丁目 5-77	023-622-2262 衛星 7-800-8200
農林水産省東北農政局山形県拠点	山形市松波一丁目 3-7	023-622-7231
農林水産省山形森林管理署	寒河江市元町一丁目 17-2	0237-86-3161
山 形 労 働 基 準 監 督 署	山形市緑町一丁目 5-48	023-624-6211
東日本旅客鉄道(株)左沢線営業所	寒河江市本町一丁目 1-1	0237-86-2861
東日本電信電話(株)山形支店	山形市本町一丁目 7-54	023-621-9511 衛星 7-800-8270
東北電力ネットワーク(株) 天童電力センター	天童市天童中一丁目 4-1	023-651-3929
山交バス(株)寒河江営業所	寒河江市新山町 2-1	0237-86-2181
日本通運(株)東根営業所	東根市中央南二丁目 11-43	0237-43-5531
(一社)寒河江市西村山郡医師会	寒河江市大字寒河江字久保 5 番地	0237-84-0540
さがえ西村山農業協同組合	寒河江市中央工業団地 75	0237-86-8181
大 江 町 商 工 会	大江町大字左沢 876-18	0237-62-4128
大 江 町 土 地 改 良 区	大江町大字本郷戊 276-13	0237-62-4664

大江町防災会議委員名簿

委員別	役職名	電話番号
会長	大江町長	0237-62-2111
1号委員	国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 寒河江出張所長	0237-86-3069
	農林水産省東北農政局 地方参事官（山形県担当）	023-622-7231
	農林水産省東北森林管理局 山形森林管理署長	0237-86-3161
2号委員	村山総合支庁 西村山地域振興局長	0237-86-8114
	村山総合支庁 建設部次長（西村山担当）	0237-86-8700
	村山総合支庁 医療監(兼)村山保健所長	023-627-1100
3号委員	寒河江警察署長	0237-83-0110
4号委員	大江町副町長	0237-62-2111
	大江町総務課長	0237-62-2111
	大江町政策推進課長	0237-62-2111
	大江町地域振興課長	0237-62-2111
	大江町税務町民課長	0237-62-2111
	大江町建設水道課長	0237-62-2111
	大江町農林課長	0237-62-2111
	大江町健康福祉課長	0237-62-2111
5号委員	大江町教育長	0237-62-2270
6号委員	西村山広域行政事務組合 消防長	0237-86-2595
	大江町消防団長	0237-62-4146
7号委員	さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長	0237-86-8181
	東日本旅客鉄道(株) 左沢線営業所長	0237-86-2861
	東日本電信電話(株) 宮城事業部山形支店災害対策室長	023-621-9670
	東北電力ネットワーク(株) 天童電力センター所長	023-651-3929
8号委員	大江町区長会副会長（左沢地区代表）	0237-62-2885
	大江町区長会副会長（本郷地区代表）	0237-62-2908
	大江町区長会副会長（七軒地区代表）	0237-64-2370

7号及び8号委員の任期：令和4年6月1日～令和5月31日（2年間）

大江町防災会議条例

制定 昭和 38 年 3 月 13 日 条例第 5 号
改正 昭和 41 年 3 月 16 日 条例第 7 号
昭和 49 年 10 月 1 日 条例第 24 号
昭和 52 年 3 月 22 日 条例第 5 号
平成 9 年 12 月 19 日 条例第 24 号
平成 12 年 3 月 14 日 条例第 14 号
平成 16 年 3 月 12 日 条例第 1 号
平成 17 年 3 月 16 日 条例第 6 号
平成 24 年 6 月 11 日 条例第 13 号
平成 24 年 12 月 10 日 条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、大江町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大江町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。委員の定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 山形県知事部内の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (3) 山形県警察官のうちから町長が任命する者 1 人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 8 人以内
 - (5) 教育長 1 人
 - (6) 西村山広域行政事務組合消防長及び大江町消防団長 2 人
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係する機関のうちから町長が任命する者
5 人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
3 人以内
- 6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるために、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(庶務)

第 5 条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(議事及び委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月16日条例第7号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年10月1日条例第24号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月22日条例第5号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月19日条例第24号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する

附 則(平成12年3月14日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月12日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月16日条例第6号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月11日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月10日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

大江町災害対策本部条例

制定 昭和 38 年 3 月 11 日 条例第 6 号
改正 昭和 41 年 3 月 16 日 条例第 8 号
昭和 49 年 10 月 1 日 条例第 25 号
平成 9 年 12 月 19 日 条例第 25 号
平成 16 年 3 月 12 日 条例第 1 号
平成 17 年 3 月 16 日 条例第 7 号
平成 24 年 12 月 10 日 条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大江町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 41 年 3 月 16 日 条例第 8 号)

この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 10 月 1 日 条例第 25 号)

この条例は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 19 日 条例第 25 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 12 日 条例第 1 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 16 日 条例第 7 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 10 日 条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 昭和 51 年 9 月 29 日 条例第 15 号
改正 昭和 57 年 12 月 24 日 条例第 18 号
昭和 62 年 3 月 10 日 条例第 4 号
平成 4 年 9 月 22 日 条例第 16 号
平成 25 年 6 月 10 日 条例第 30 号
平成 31 年 3 月 12 日 条例第 7 号
令和元年 10 月 2 日 条例第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 「町民」とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)があるときは、その者

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|------------------------------------------------------------------|-------|
| ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|--------------------------|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) | 250万円 |
| エ 住居の全体が滅失、若しくは流失した場合 | 350万円 |

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情のある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。
(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(、半年賦償還又は月賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年8月6日から適用する。

附 則(昭和57年12月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月10日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成4年9月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成25年6月10日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則(平成31年3月12日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月2日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の施行に関する規則

平成 31 年 3 月 15 日

規則第 5 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 51 年条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷、又は疾病の状態となった年月日及び負傷、又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷、又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入の申込)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 町長は借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定及び利率)

第 8 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付け金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第 3 号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第 4 号)を借入申込者に通知するものとする。

3 貸付け金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(別紙様式第 5 号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第 6 号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別紙様式第 8 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第 13 号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じた時は、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(別紙様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 26 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

大江町防災会議運営規程

制定 昭和 52 年 6 月 1 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大江町防災会議条例(昭和 38 年条例第 5 号)第 6 条の規定に基づき、大江町防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 会議は会長が招集する。

(専決処分)

第 3 条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるとき及び防災会議の権限に属する事務の円滑なる執行を図るため、次の事項について専決処分することができる。

- (1) 大江町地域防災計画の実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (5) 関係機関への資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置について、大江町地域防災計画の定めるところにより町長に意見を述べる
こと。

2 会長は、前項の規定に基づいて専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 52 年 6 月 1 日から施行する。

大江町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程

制定 昭和58年2月21日告示第4号
改正 平成2年9月5日告示第15号
平成5年10月29日告示第21号

(目的)

第1条 この規程は、土砂災害危険区域内における土砂災害による住民の身体及び財産に対する危険を未然に防止するため、土砂災害危険区域内の住居を撤去して、当該区域外に住宅の移転をする場合に要する資金に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助適用区域等)

第2条 この規程において、補助金交付の適用となる区域、住宅及び住宅の移転は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助適用区域…大江町地域防災計画において指定する土砂災害危険区域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定による地すべり防止区域及び山くずれ、土石流等のおそれのある区域又は箇所)

(2) 補助適用住宅…土砂災害のおそれがあり、居住することが困難又は、居住すれば身体に危険が切迫すると認められる住宅

(3) 住宅の移転とは、次の場合をいう。

ア 新築移転…土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害のため住宅が全壊、埋没又は流失等により土砂災害のり災直前における価格の50パーセント以上の被害を受けて危険区域外に新築移転する場合

イ 解体移転…土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害又は土砂災害のおそれにより著しい危険が切迫し、又は切迫すると認められ、居住することが困難又は危険と認められた住宅を撤去して、危険区域外に新築移転する場合

ウ 引方移転…土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害又は土砂災害のおそれがあり、その住宅を危険区域外に引方移転する場合

エ 既存建物購入移転…土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害により住宅が全壊し、埋没し、若しくは流失等したため、又は土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して、危険区域外に新たに既存建物を購入して移転する場合

(補助額算定基準)

第3条 補助金交付額は、住宅1戸当り移転費に対し、次により計算した額以内をもって補助額とする。ただし、1000円未満を切り捨てるものとする。

(1) 新築移転の場合…建築費用の実支出額(3.3平方メートル当りの建築費用の額が31万円を超える場合は31万円とし、建築延面積が66平方メートルを超える場合は66平方メートルとして計算した額。以下次号において同じ。)の3分の1に相当する額

(2) 解体移転の場合…建築費用の実支出額の4分の1に相当する額

(3) 引方移転の場合…引方移転費用の実支出額(3.3平方メートル当りの移転費用の額が31万円を超える場合は31万円とし、引方移転住宅面積が66平方メートルを超える場合は66平方メートルとして計算した額)の4分の1に相当する額

(4) 既存建物購入移転の場合…既存建物購入移転費用の実支出額(3.3平方メートル当りの費用の額が31万円を超える場合は31万円とし、建物延面積が66平方メートルを超える場合は66平方メートルとして計算した額)の4分の1に相当する額

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、土砂災害危険区域住宅移転補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 移転を必要とする住宅の状態を把握できる写真

(2) 住宅被害状況書(様式第2号)

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書等を審査して補助金を交付するかどうかを決定し、交付する場合は交付すべき金額及び交付の条件を、交付しない場合はその旨及び

その理由を申請者に通知するものとする。

(移転の着手、竣工の報告)

第6条 補助金交付の通知を受けた者は、移転等の着手前7日までに工事着工届(様式第3号)を竣工後は直ちに住宅移転完了報告書(様式第4号)に、移転を完了した住宅の状況が把握できる写真を添えて、町長に報告しなければならない。

(関係書類の備付)

第7条 補助金交付の通知を受けた者は、事業費の収支その他事業に関する内容を明らかにする書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、前項の書類及び帳簿を検査することができる。

(補助金の交付)

第8条 町長は移転の完了後、出来高検査のうえ補助額を査定し、補助金を交付する。

(流用の禁止)

第9条 補助金の交付を受けた者は、これを他の経費に流用してはならない。

(補助金交付通知の取消し及び還付命令等)

第10条 町長は、補助金の交付決定の通知を受けた者、又は交付を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その補助金交付の通知を取消し、若しくは補助額の変更又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。

(3) 第4条又は第6条の規定による提出書類に虚偽若しくは不正の記載があったとき。

(4) 支出金額が予算に比し著しく減少したとき。

(5) 経費の算定及び支出金額に著しく適正を欠いたとき。

(提出書類の部数等)

第11条 この規程により町長に提出する書類は、3部とする。

2 町長は、この規程に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

(大江町地すべり等危険地域住宅移転補助金交付規程の廃止)

2 大江町地すべり等危険地域住宅移転補助金交付規程(昭和50年告示第3号)は、廃止する。

附 則(平成2年9月5日告示第15号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の大江町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程の規定は、平成2年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成5年10月29日告示第21号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の大江町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程の規定は、平成5年度分以後の補助金について適用する。

様式第 1 号

土砂災害危険区域住宅移転補助金交付申請書

年 月 日

大江町長

殿

申請者 住 所
氏 名

㊟

下記のとおり土砂災害危険区域内の住宅を移転等する必要が生じたので、大江町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程に基づき補助金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

被害住宅の住所									
住 宅 移 転 先									
家族構成				被害住宅		住宅の移転			備考
氏 名	年 齢	続 柄	職 業	被害別	構 造 面 積	移 転 区 分	構 造 面 積	移 転 見 積 書	

- (注)
- 1 被害別は被害を受けた住宅について、全壊、半壊、埋没、流動、陥没等の別を記入すること。
 - 2 移転の別は、新築、解体移転、引方移転、既存建物購入移転の別を記入すること。
 - 3 借地及び借家である場合、備考欄にその所有者の氏名を記入すること。

様式第2号

住宅被害状況書

罹災年月日	
罹災者住所氏名	
移転区分及び移転年月日	

罹災住宅の状態

構造	床面積	被害別	被害程度
	m ²		

罹災の現況

- (注)
- 1 移転区分は新築移転、解体移転、引方移転、既存建物購入移転の別を記入すること。
 - 2 移転年月日は、移転年月日若しくは移転予定年月日を記入すること。
 - 3 被害別は全壊、半壊、埋没、流動、陥没等の被害別を記入すること。
 - 4 罹災の現況は、屋根、小屋根、軸組、壁、建具、床、基礎等に対する被害現況及び同被害による住宅の危険状況等を記入すること。

様式第3号

工 事 着 工 届

年 月 日

大江町長 殿

住 所
氏 名

㊟

下記のとおり土砂災害危険区域内の住宅移転工事を着工したいので、お届けします。

記

移 転 先	
移 転 区 分	
着 工 年 月 日	
完 了 年 月 日	
摘 要	

住宅移転完了報告書

年 月 日

大江町長 殿

住 所
氏 名

Ⓜ

下記のとおり住宅移転が完了したので報告します。

記

補助対象者名 補氏	住宅の移転				着工年月日	完了年月日
	構造	床面積 m ²	移転の 区分	経費 円		

資金内訳

国庫等からの融資			補助金			自己資金
融資機関名	借入(予定) 年月日	金額 円	交付者	交付内示 年月日	金額 円	

大江町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程

制定 昭和52年4月1日告示第7号
改正 昭和53年10月20日告示第17号
昭和55年8月5日告示第15号
昭和56年5月1日告示第18号
昭和58年4月1日告示第8号
昭和60年5月13日告示第24号
平成元年6月1日告示第18号
平成2年5月11日告示第21号
平成3年8月1日告示第18号
平成4年6月30日告示第28号
平成5年4月1日告示第30号
平成6年11月28日告示第26号
平成7年12月15日告示第22号
平成9年5月21日告示第13号
平成10年6月5日告示第15号
平成11年4月1日告示第1号
平成12年9月19日告示第32号
平成22年4月1日告示第2号
平成26年4月1日告示第2号

(目的)

第1条 この規程は、がけ地の崩壊等(土石流を含む。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅を安全な場所に移転する者に対し補助金を交付することにより危険住宅の移転を促進し、もって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第8条に基づき山形県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に存する既存不適格住宅をいう。

2 この規程において「移転事業」とは、第1条の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けて町民が自ら行う危険住宅を安全な場所に移転する工事(移転に代えて新たに住宅を購入する場合を含む)をいう。

(補助)

第3条 移転事業に係る補助は、予算の範囲内で別表に定めるところにより行う。

(補助金の交付申請)

第4条 移転事業を行う者(以下「移転者」という。)は、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費等調書

(補助金の交付決定通知)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、危険住宅に代わる住宅を建設(購入を含む。)する敷

地並びに申請内容を審査し、第2条及び第3条に適合するものである場合はその旨を県に報告のうえ、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付決定を移転者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 移転者は、前条の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請を取下げることができる。ただし、町長が必要と認めるときは、この期日を変更することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更)

第7条 第5条の規定による補助金の交付決定通知を受けた移転者は、補助金の額に変更を生ずるよう事業の内容を変更しようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費等調書

2 町長は、前項の申請があった場合は、第5条に準じてその内容を審査し、その結果を移転者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の届)

第8条 第5条の規定による補助金の交付決定通知を受けた移転者は、事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨をがけ地近接危険住宅移転事業中止(廃止)届(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

(補助金の請求)

第9条 移転者は、補助金を請求する場合は、事業が完了した後に、がけ地近接危険住宅移転事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費等調書

2 前項の請求をする場合において移転者は、別表に掲げる「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費」に対して、交付される補助金を移転者から返済される利子として受入れる金融機関その他の機関(以下「金融機関等」という。)の預金口座を設定し、その旨を町長に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の請求があった場合は、危険住宅の撤去及び危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)並びに別添1及び別添2の実績報告の内容を検査し、第5条の規定に基づく補助金交付の決定内容に適合すると認められるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項の場合において町長は、別表に掲げる「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費」に対して交付する補助金は、第9条第2項に規定した金融機関等の預金口座に振込むものとする。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた移転者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) この規程に違反したとき。

(借入金利子の返済額等報告)

第12条 補助金の交付を受けた移転者は、事業完了後5箇年間は毎年度の3月31日までの分を翌年度の4月30日までに、がけ地近接危険住宅移転事業に係る借入金利子返済報告書(様式第6号)

により金融機関等に支払った危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に係る借入金利子の返済額等を、町長に報告しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和 52 年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和 53 年 10 月 20 日告示第 17 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 53 年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和 55 年 8 月 5 日告示第 15 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 55 年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和 56 年 5 月 1 日告示第 18 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 56 年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日告示第 8 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 58 年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和 60 年 5 月 13 日告示第 24 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 60 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成元年 6 月 1 日告示第 18 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 2 年 5 月 11 日告示第 21 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 3 年 8 月 1 日告示第 18 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 3 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 4 年 6 月 30 日告示第 28 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 4 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日告示第 30 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 5 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 6 年 11 月 28 日告示第 26 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 6 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 7 年 12 月 15 日告示第 22 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 7 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 9 年 5 月 21 日告示第 13 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 10 年 6 月 5 日告示第 15 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日告示第 1 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 11 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 12 年 9 月 19 日告示第 32 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 12 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 2 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日告示第 2 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別 表

移転事業に要する経費の区分	補助の対象となる移転事業の内容	補助対象額
危険住宅の除却等に要する経費	危険住宅を安全な場所に移転する者（大江町以外の市町村に移転する者を含み、大江町以外の市町村から移転する者は除く。）に対して、危険住宅の撤去、動産移転、跡地整備、仮住居及びその他の移転に要する費用を交付する。	1戸当り80万2千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	危険住宅を法第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域として山形県知事が指定した区域外の場所に移転する者（大江町以外の市町村に移転する者を除き、大江町以外の市町村から移転する者を含む。）に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額の費用を交付する。	建物費 1戸当り319万円を限度とする。 土地費 1戸当り96万円を限度とする。

年 月 日

大 江 町 長 殿

住 所
申請人
氏 名 ⑩

年度 かけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書

大江町かけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程第4条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 危険住宅除却等の計画
危険住宅の除却等に要する経費等調書（別添1）
- 2 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）計画
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費等調書（別添2）

年 月 日

殿

大江町長

㊟

年度 がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、がけ地近接危険住宅移転事業補助金について、下記のとおり交付決定したので、大江町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程第 5 条の規定により通知する。

記

- 1 この補助金の対象になる事業及びその内訳は、年 月 日付け（受付第 号）で申請があった交付申請記載のとおりとする。
- 2 補助金の額及び補助金の対象になる事業内容は次のとおりとする。

補助金の額	円
内 訳	危険住宅の除却等に要する経費 円
	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費 円
- 3 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - イ 事業に要する経費に変更を生ずる場合
 - ロ 事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 事業が 年 月 日までに完了しない場合、又は遂行困難となった場合は、すみやかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助金の使用にあたっては、この補助金の交付の目的に反しないこと。
 - (4) 危険住宅の除却後の跡地について適正な管理を行うこと。

年 月 日

大江町長 殿

住所
申請人
氏名 印

年度 がけ地近接危険住宅移転事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知を受けた標記補助金について、下記のとおり変更交付を受けたいので、大江町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程第7条第1項の規定により下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業内容の変更を必要とする具体的な理由

- 2 補助金交付変更額

交付決定金額	円
差引増減金額	円
交付変更申請金額	円

- 3 添付書類
 - (1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書（別添1）
 - (2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費等調書（別添2）

年 月 日

大 江 町 長 殿

住 所
申請人
氏 名 ⑩

年度 がけ地近接危険住宅移転事業中止（廃止）届

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業を、下記理由により中止（廃止）したいので、大江町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 当該事業を中止（廃止）する理由

年 月 日

大 江 町 長 殿

住 所
申請人
氏 名 ⑩

年度 がけ地近接危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知を受けた標記事業が完了しましたので、大江町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程第9条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及びその精算額
補助金交付決定額 円
補助金精算額 円
- 2 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 添付書類
(1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書（別添1）
(2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費等調書（別添2）

年 月 日

大江町長 殿

住所
申請人
氏名 ⑩

年度 かけ地近接危険住宅移転事業借入金利子返済報告書

年 月 日付けで交付を受けた標記事業の補助金のうち、危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に係る補助金については、 年度分を下記のとおり金融機関等に返済したので、大江町かけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規程第12条の規定により報告します。

記

- 1 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に係る補助金の額
内 訳
建物費 円
土地費 円
- 2 借入金の利子を返済した金融機関等名
- 3 返済した利子の額 円
- 4 返済年月日 年 月 日
- 5 返済したことを証明する書類 別紙のとおり
(金融機関等の支払い利子等の証明書)

大江町防災資機材等管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震や災害が発生した場合に、広域的な救援救護及び応急復旧等の災害応急活動を行うため、町が整備し、備蓄する防災資機材等の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(防災資機材等の種類・数量及び備蓄並びに管理等)

第2条 この要綱でいう防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所は、別表1の通りとする。

2 防災資機材等の管理は、防災担当課長（以下「防災資機材等管理者」という。）が行う。

3 防災資機材等管理者は、年度末における防災資機材等の管理状況を別紙様式第1号により、4月10日までに町長に報告しなければならない。

(供与)

第3条 この防災資機材等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、防災関係機関及び団体の長の要請に基づき供与を行う。

(1) 地震及び風水害等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。

(2) 自主防災組織等関係団体の要請があったとき。

(3) その他、とくに防災資機材等の供与を適当と認めるとき。

(供与の手続き)

第4条 前条第1項第1号の供与を受けようとする者は、電話等により町長に供与の要請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により供与申請書を町長に提出するものとする。

2 前項以外に、防災資機材等の供与を受けようとする者は、事前に別紙様式第2号により供与申請書を町長に提出しなければならない。

(供与の決定)

第5条 町長は、前条の規定による供与申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに供与を決定し、別紙様式第3号による供与決定通知書を供用申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定に基づく供与の要請にあつては、口頭又は電話等により供与の決定をすることができる。この場合前項の供与決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(供与の条件)

第6条 前条に定める供与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 防災資機材等の引き渡しに要する経費及び防災資機材等の供与期間中におけるそれらの管理に要

する経費は、供与を受けた者の負担とする。

(2) 防災資機材等は、供与の目的以外に使用しないこと。

(3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(4) 未使用の防災資機材等については返還すること。

(貸与)

第7条 この防災資機材等は、次の場合に防災関係団体の長の要請に基づき貸与を行う。

(1) 地震等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。

(2) 地域又は事業所等の防災訓練等で防災資機材等の操法等に習熟するため使用するとき。

(3) その他、特に防災資機材等の貸与を適当と認めるとき。

(貸与の手続き)

第8条 前条第1項第1号の場合、防災資機材の貸与を受けようとする者は、電話等により町長に貸与の要請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により貸与申請書を町長に提出するものとする。

2 前項以外の場合、防災資機材等の貸与を受けようとする者は、事前に貸与申請書を町長に提出

しなければならない。

(貸与の決定)

第9条 町長は、前条の規定による貸与申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸与を決定し、別紙様式第3号による貸与決定通知書を貸与申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に基づく貸与申請にあつては、口頭又は電話等により貸与の決定をすることができる。この場合前項の貸与決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(貸与の条件)

第10条 前条に定める貸与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 防災資機材等の引き渡し及び返還に要する経費並びに防災資機材等の借り受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借り受け者の負担とする。

(2) 防災資機材等は、貸与の目的以外に使用しないこと。

(3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(4) 防災資機材等は、貸与期間満了後、速やかに点検、整備して返還すること。ただし、町長が必要に応じて防災資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。

(き損・亡失等)

第11条 防災資機材等の貸与を受けたものが、防災資機材等をき損または亡失等により、貸与を受けたときの状態で返還することができなくなったときは、その事実及び事由について別紙様式第4号による防災資機材等き損・亡失届けを速やかに町長に提出するとともに、原則として、貸与を受けた者の責任において修理し、又は補填しなければならない。

(引き渡し)

第12条 防災資機材等の引き渡しは、町長が指定する日時及び場所において行う。

(使用報告書)

第13条 防災資機材等の貸与及び貸与を受けた者でその使用を終了したときは、速やかに別紙様式第5号による防災資機材等使用報告書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資機材等の管理運用について必要な事項はそのつど別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月8日から施行する。

別表 1

防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所

(単位:セット、缶、枚、箱、基、台) 上段供与、下段貸与

備蓄場所等		供与用・貸与用							その他(備品)	
備蓄場所	種類	保存食	飲料水	毛布	シュラフ	トイレセット	避難用テント	発動発電機		
	財源	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般		
【記載例】 役場保管										
【記載例】 町民ふれあい会館										

別表1 (続紙)

- ※ 備蓄用品配備数量については、山形盆地活断層被害による避難想定人数（998人）の25%で250人分を確保整備する。
- ※ 保存食は、アルファ米とし、1セット50食分、一人3食（1日分）を基準に、16セット（800食分）を確保整備する。
- ※ ミネラルウォーターは、3l/缶1箱6缶入り、一人1日3lを基準に250缶確保整備する。
- ※ 毛布は、2枚/人を基準に250人分500枚を確保整備する。
- ※ トイレセットは、1箱200回分入り、一人1日1回1袋を基準に250袋（回）を基準に2箱を確保整備する。
- ※ 避難用テントは、ドーム式5人用のものを250人分50個を確保整備する。
- ※ 発電機は、100Vで重量が30kg程度のものを1基確保整備する。

防災資機材管理状況報告書

年 月 日

大江町長 殿

総 務 課 長

大江町防災資機材等管理運営要綱第 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

名称	財源	購入数量	納品年月日	耐用年数	保管場所	管理状況	年度当初数量	年度末数量	増減	備 考
保存食	一般									
飲料水	一般									
毛布	一般									
毛布	日赤									
トイレ セット	一般									
避難用 テント	一般									
発電 発動機	一般									

防災資機材等供与・貸与申請書

年 月 日

大江町長 殿

申請者
(住 所)
(団体名) 職 氏名

印

防災資機材等を下記により供与・貸与していただきたく申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 供与・貸与期間

供与・貸与を受ける日	年	月	日
返 却 日	年	月	日

殿

大江町長

防災資機材等供与・貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防災資機材等の供与・貸与について、下記のとおり決定します。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 供与・貸与期間

供与・貸与を受ける日	年	月	日
返却日	年	月	日

- 4 引渡し日時及び場所

年 月 日

大江町長 殿

(住 所)
(団体名) 職 氏名 ⑩

防災資機材等き損・亡失届

年 月 日付けで貸与を受けた防災資機材等を（き損・亡失）したのでお届けします。

記

- 1 借り受けた防災資機材等の種類及び数量
- 2 (き損・亡失) した防災資機材等の種類及び数量
- 3 き損の程度
- 4 (き損・亡失) に至った経過及び事由

年 月 日

大江町長

殿

(住 所)

(団体名) 職 氏名

印

防災資機材等使用報告書

年 月 日付けで供与・貸与を受けた防災資機材等の使用状況は、下記のとおりですので報告します。

- 1 災害等発生（訓練）日時
- 2 災害等発生（訓練）場所
- 3 被害（訓練）状況
- 4 使用状況
- 5 返却年月日
- 6 その他の特記事項

大江町自主防災組織整備推進要領

1. 目的

この要領は、地震・火災・水害等の自然災害による被害の防止又は、軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備と、組織的な防災活動の推進を図り、安全で安心な町づくりを目指すことを目的とする。

2. 整備推進機関

- ① 自主防災組織の整備は、町が推進するものとする。
- ② 町及び防災機関は、地域における自主的な防災活動に対し積極的に協力するものとする。

3. 整備推進する自主防災組織

- ① 地域の自主防災組織
地域住民による自主的な防災組織（別表1）
- ② 施設の自主防災組織
老人ホーム等要援護者収容施設、規模が大きく人的、物的被害が発生する危険性がある施設の自主的な防災組織

4. 地域の自主防災組織の整備

- ① 重点推進地区
町内全域に設置を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点をおき、推進を図るものとする。
ア. 市街地で特に家屋等が集中している地域
イ. 消防水利、道路事情等により消防活動の困難な地域
ウ. 地すべり等災害危険区域を有する地域
- ② 自主防災組織の規模
地域の自主防災組織は、次の事項に基づき効果的な防災活動が行える地区の連合体を単位として設置を推進する。
ア. 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
イ. 住民の基本的な日常生活圏域としての一体性・関連性をもっている地域であること。
- ③ 自主防災組織の育成
既存の町内会組織（区）である住民自治組織の基盤に防災活動を組み入れ、自主防災組織の育成にあたるほか次により効果的な組織づくりを推進する。
ア. 町内会組織（区）の自治会活動の一環に、防災活動を組み入れる。
イ. 町内会（区）の区域内にある各種団体（婦人会、青年会、老人クラブ）等の活動に防災活動を組み入れ、その充実強化を図る。

5. 自主防災組織の活動

- ① 自主防災組織は、次に掲げる平常時活動及び災害時の応急活動を行うものとするが、さらに効果的な活動を行うため、次の項目についての活動計画書を作成するものとする。

ア. 平常時の活動
 - ① 自主防災計画書の作成
 - ② 地域内の安全点検
 - ③ 防災知識の普及

- ④ 防災訓練
- イ. 災害時の応急活動
 - ① 初期消火
 - ② 避難誘導
 - ③ 救出・救助
 - ④ 情報の収集・伝達
 - ⑤ 避難所の管理・運営（給食・給水）
- ② 災害時の応急活動は、消防等関係機関の指示に従うものとする。

6. 自主防災組織の整備推進と指導

- ① 啓発事業の実施
自主防災組織の整備促進を図るため、住民等に対し、自発的な防災組織の必要性をP. Rすると共に、関係する防災の啓発事業を実施する。
- ② 防災教育
町内会長（区長）等地域の指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の育成について指導すると共に、災害及び防災に関する知識の徹底を図るため、防災教育を実施する。
- ③ 防災資機材等の備蓄協力
自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。
- ④ 防災訓練
自主防災組織が実施する防災訓練に対し、町及び防災関係機関は、積極的に助言・協力を行う。
- ⑤ 自主防災会活動の指導
自主防災組織の結成に際し、その目的、事業の内容、役員を選出、会議の開催、防災計画書の作成等推進活動に対し、町及び防災関係機関は、指導協力する。

附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 14 日から施行する。

自主防災組織表

番 号	区 名	備 考
1	左沢 1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、木の沢	
2	左沢 6 区、10 区	
3	左沢 7 区、8 区	
4	左沢 9 区、蛍水	
5	左沢 11 区、12 区	
6	左沢 13 区、小漆川、みなみ	
7	市の沢、若原	
8	下北山、下モ原、山崎	
9	藤田	
10	小見、月が丘、富沢	
11	用、深沢、伏熊	
12	諏訪原、望山、上北山、梨木原	
13	荻野、堂屋敷、原、所部、塩の平	
14	滝の沢、葛沢、顔好	
15	三合田、久保、材木、橋上	
16	十八才、小鉾、檜山、月布	
17	貫見、黒森、小清	
18	沢口、中沢口、道海	
19	柳川平、田の沢、矢引沢、古寺	

被害調査要領

1 趣 旨

町は、災害時において被害調査を実施し、災害応急対策を行ううえでの基礎資料とするほか、それぞれの担当業務を迅速、的確に行うため、必要な事項を定め、応急対策の円滑化を図るものである。

2 被害調査の実施

災害時における被害調査は、災害応急対策を行ううえでの基礎資料となるので、災害対策本部設置前においては各課、設置後においては各部各班が、それぞれの担当業務に応じて迅速、的確に実施するものとする。調査は、災害の種別や規模などにより関係機関の協力を得るなど対応が異なってくるが、おおむね次の区分により実施するものとする。

(1) 調査の時期

① 概況（初動）調査

全町的な被災状況を把握するためのもので、目視あるいは被害写真などにより、災害発生直後から3日以内に調査を行い、速報として報告するものとする。

② 中間調査

被害状況の変動に伴い、必要な事項につき、逐次調査を実施するものとする。
調査時期は災害発生後3日～7日以内とする。

③ 確定調査

国、県に対する確定報告、あるいは補助金申請等の資料となるので、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとする。
調査時期は、応急措置終了後10日以内とする。

(2) 調査及び報告の内容

調査項目は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 人的被害 | ア 死者 |
| | イ 行方不明者 |
| | ウ 負傷者 |
| ② 物的被害 | ア 住家被害 |
| | イ 非住家被害 |
| | ウ 公共建物被害（文教、その他公共施設） |
| ③ 土木関係被害 | ア 道路被害 |
| | イ 河川、砂防被害 |
| | ウ 橋梁被害 |
| ④ 土砂災害被害 | ア 地すべり |
| | イ 土石流 |
| | ウ がけ崩れ |
| ⑤ 農林水産関係被害 | ア 農林水産施設被害 |
| | イ 農産物被害 |
| | ウ 林産物被害 |
| | エ 水産物被害 |
| ⑥ 商工関係被害 | ア 商工業施設被害 |
| | イ 商工被害 |
| ⑦ ライフライン施設被害 | ア 電力施設被害 |

- イ ガス施設被害
- ウ 電信電話施設被害
- エ 水道施設被害

- ⑧ 火災発生件数（地震、火山噴火等に起因するもの）
- ⑨ その他の被害（鉄道施設被害、ブロック塀等被害）

(3) 被害調査結果の集約

被害調査は、各課等単位で行い、各主管課（災害対策本部設置後においては、各部の調査班）は、各課にかかる調査結果を集約し、総務課長（災害対策本部設置後においては、総務部危機管理班）に報告する。

3 被害程度の判定

被害程度の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、大江町地域防災計画における被害の程度区分の判定（被害程度判定基準）に基づき行うものとする。

4 り災台帳の整備

各課または各班は、被害調査の報告内容の調査を基に現場を確認し、調査票（別紙様式）を作成し、総務課長（総務部危機管理班）に送致する。

総務課長（総務部危機管理班）は、送致された調査票をり災台帳として整備する。

5 り災証明書の発行

国、県及び町において、租税、保険料等減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的資金などの際に、当該災害によって被災したという証明が必要となる場合があり、当該申請者から申請があった場合、町が確認できたものについて、り災証明書を速やかに発行する。また、災害救助法が適用された場合の災害においても同様に取り扱うものとする。

(1) 発行手続き

災害を受けた者から、り災証明書の交付申請が提出された場合は、り災者台帳（調査票）に基づき発行する。なお、申請窓口及び発行業務については、総務課において行うが、被災の種類別確認が必要となるため、各所管課（班）を経由したうえでの発行となる。

ただし、火災については、申請書受理から発行まで西村山広域消防署が行う。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

- ① 住家、住家以外の建造物の被害
 - ア 全壊・全焼
 - イ 流出
 - ウ 半壊・半焼
 - エ 床上浸水
 - オ 床下浸水
- ② 人的被害
 - ア 死亡
 - イ 行方不明
 - ウ 負傷
- ③ その他の物的被害

(3) 発行手数料

大江町手数料条例第2条第1項第22号により1件につき400円とする。ただし、同第2条第2項第5号の規定により、災害を受けたものから被災に関する証明の請求があったときは、これを徴収しない。

附 則

この要領は、平成18年3月14日から施行する。

り災者台帳・調査票・収容避難者名簿

No. _____

記入年月日	年 月 日	避難所名				
① 世帯主 (事業所名) 及び 世帯員	住所 (所在地)	大江町大字			電話	—
	(事業所名)	被害物件	家屋・店舗・物置・その他 ()			
	氏 名	続 柄	生 年 月 日	性 別	備 考	
		世帯主 (事業主)	年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		

※り災された方は、太枠のみ記入してください。

② 災害の原因	1 風水害(台風__号) 2 地震・火災 3 火災 4 その他 ()	
③ り災年月日	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
④ り災場所	大江町大字	
⑤ り 災 状 況	ア 人	1 死亡____人 2 行方不明____名 3 負傷____人
	イ 住家 ※事業所等 併用住宅を 含む	1 全壊(焼) 2 半壊(焼) 3 一部損壊 4 流出 5 床上浸水____cm 6 床下浸水 併用事業所等の名称・業種 [/]
	ウ 事業所等	1 全壊(焼) 2 半壊(焼) 3 一部損壊 4 流出 5 床上浸水____cm 6 床下浸水 名称・業種 [/]
	エ 被害額	
	オ その他	
	調査年月日 (記入年月日)	年 月 日
調査員所属・氏名	部 課(班)内線 () 氏名	
備 考		

[記入要領]

- ① 「世帯」の定義は、住民基本台帳法に規定する同語の概念による。なお、住民基本台帳（住民票）に登載されていなくとも、被災の事実があればこの台帳を作成する。
- ⑤ーア ・「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある場合をいう。
- ⑤ーイ ・「住家」とは、人が起居できる設備のある建物、又は現に人が居住のために使用している建物をいう。土蔵、小屋等であっても、実際に人が居住している場合は、住家とみなす。
- ・「事業所等併用住宅」とは、販売業、不動産業、倉庫業等事業を営み、かつ同一家屋内に居住部分（住家）を有するものをいう。
 - ・「全壊（焼）」とは、家屋が滅失したもので、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延べ床面積の70%以上に達したものの、又は家屋の主要構造部の被害額がその家屋の時価の50%以上に達したものをいう。
 - ・「半壊（焼）」とは、家屋の損害（焼）部分の床面積が、延床面積の20%以上70%未満のもの、又は主要構造部の被害額が、その家屋の時価の20%以上70%未満のものをいう。
 - ・「一部損壊」とは、家屋の損壊程度が半壊（焼）に達しない程度のものをいう
 - ・「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないものをいう。
 - ・「床下浸水」とは、住家の浸水が床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。
- ⑤ーウ 「事業所等」とは、各種事業の用に供する店舗、事務所、工場、倉庫等で居住設備を持たないものをいう。
- ⑤ーエ 「被害額」とは、当該災害によって被った物的損害を時価換算した金額をいう。ただし、この算定は災者自身が行うものとし、調査員が評価に加わってはならない。災者が算定不能と解答した場合は、その旨記載する。
- ⑤ーオ 「その他」とは、「住家（事業所等併用住宅を含む）」、「事業所等」以外の建造物及び建造物以外の物で当該災害により実害を受けた場合をいう。
- （例） 神社仏閣、土蔵、倉庫（業務用を除く）、車庫、自動車、門塀、樹木等

り災証明申請書

年 月 日

大江町長 殿

住所又は事業所所在地

申請者.....

氏 名.....[㊟]

り災物件所在地	
氏名又は名称	
り災年月日 年 月 日	必要枚数 枚
備 考	

課 (※担当課記入欄)

確 認 年 月 日	確 認 番 号	課 長 印	担 当 者 印	備 考
年 月 日	第 号			

※総務課記入欄

交 付 年 月 日	交 付 番 号	手 数 料	備 考
年 月 日	第 号	有 料 免 除 円	

り 災 証 明 書

交 付 番 号
第 号

り 災 者	住所又は事業所所在地
	氏名又は事業所名及び代表者職氏名
り 災 日 時	年 月 日 時 分 頃 覚 知
り 災 場 所	
り 災 物 件	建 物・収容物・車 両・船 舶・航空機・その他
備 考	

以上のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

大江町長

山形県自主防災組織整備推進要綱

(昭和 54 年 3 月 23 日県防災会議決定)

1 目的

この要綱は、地震時の災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を推進することを目的とする。

2 整備推進機関

- (1) 自主防災組織の整備は、災害対策基本法第 5 条第 2 項に基づき、市町村が推進するものとする。
- (2) 県及び防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の整備推進活動に積極的に協力するものとする。

3 整備推進する自主防災組織

- (1) 地域の自主防災組織
住民の各地域における自発的な防災組織
- (2) 施設の自主防災組織
大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

4 地域の自主防災組織の整備

- (1) 自主防災組織の重点推進地区
全県的に整備を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点をおき、推進を図るものとする。
 - ア 木造家屋の集中している市街地
 - イ 地すべり等災害危険区域
 - ウ 消防水利、道路事情等により消防活動等の困難な地域
- (2) 自主防災組織の規模
地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民がもっとも効果的な防災活動が行える地域を単位として整備を推進するものとする。
 - ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
 - イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。
- (3) 自主防災組織の育成
既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりを推進するものとする。
 - ア 町内会、自治会等の自治組織活動に防災活動を組み入れる。
 - イ 防犯協会、防火協会等の活動を行っている組織に防災活動の組み入れ又はその充実強化を図る。
 - ウ 婦人団体、青年団体、P T A等その地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

5 施設の自主防災組織の整備

- (1) 整備推進施設
次のような施設を対象に整備の推進を図るものとする。
なお、法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、地震対策を考慮する等その防災体制の充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。
 - ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設
 - イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
 - ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

(2) 複合用途施設の自主防災組織

同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けるものとする。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置くものとする。

ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有するものが定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができる。

6 自主防災組織の連絡会議

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの活動を調整するため連絡会議等を設けるものとする。

7 自主防災組織の整備推進及び自主防災組織に対する協力

(1) 市町村

ア 自主防災組織の整備推進を図り、住民等に対し自発的な防災組織の必要性と防災意識の高揚を図るため「モデル自主防災組織育成整備事業」及びその他必要な事業を実施するものとする。

イ 町内会長等地域の指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の育成について指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。

ウ 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。

エ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資材の提供等協力を努めるものとする。

(2) 県

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動及び市町村が行う自主防災組織に対する協力活動については、県は、積極的に指導及び協力を努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動に対し、その他の防災関係機関は、積極的に協力するものとする。

市町村総合防災訓練実施要綱

1 目的

この要綱は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として、災害発生時における初動態勢、自主防災体制及び広域応援体制等の防災活動の円滑化を期するとともに、関係機関相互の協力体制を確立し、地域住民の防災意識の高揚を図るため市町村が実施する総合防災訓練について、その細目を定めたものである。

2 実施

市町村は、地域住民及び防災関係機関の協力のもと、訓練効果の期待できる時期を選定し、総合防災訓練を年1回実施するものとする。

なお、県は市町村の総合防災訓練の実施に積極的に協力するものとする。

3 訓練内容

総合防災訓練は、震災、風水害等及びその被害に係る想定を明確にし、別紙の「訓練の体系」及び「訓練の項目」を基本とした訓練の全部又は一部を総合的に実施するものとするが、特に、次の項目を重点的に取り入れた実践的なものとする。

- ① 初動態勢の強化を図るため、職員の動員配備訓練及び災害対策本部運営訓練（情報の収集伝達等）を実施する。
- ② 自主防災体制の強化を図るため、消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火、避難誘導訓練及び応急救護訓練等を実施する。
- ③ 広域応援体制の強化を図るため、自衛隊に対する災害派遣要請の訓練、他の市町村等に対する医療、消防、物資等各般にわたる応援要請の訓練等を実施する。
- ④ 被災者の避難生活を確保するため、避難所の設置運営訓練を実施する。
- ⑤ 防災ボランティアに対する受入れ窓口を明確にし、防災ボランティアを活用した訓練を実施する。
- ⑥ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した、社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練、避難誘導訓練を実施する。
- ⑦ 都市型災害に対応した、道路等の交通対策、電気・電話・ガス・上下水道などの生活関連施設復旧対策の訓練を実施する。

4 参加機関

市町村地域防災計画の中で防災業務の実施機関としている市町村、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、公立的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに地域住民等とする。

5 訓練計画の報告

市町村は、翌年度の訓練計画を別紙様式により、当該年度の1月末日まで所管する総合支庁を經由して危機管理課に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

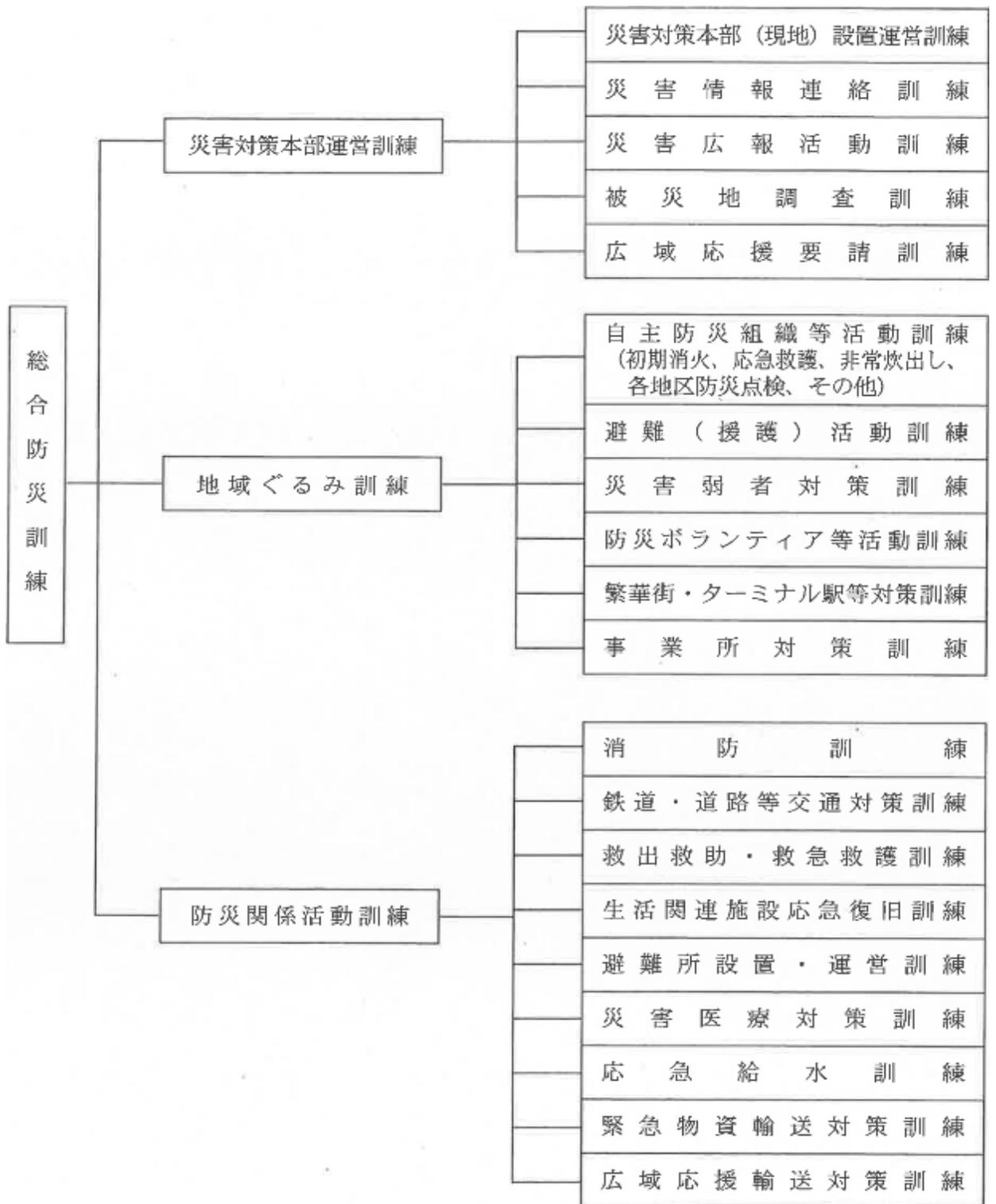
附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

訓練の体系



訓練の項目

訓練項目		実施概要	実施機関
災害対策本部運営訓練	災害対策（現地）本部運営訓練	災害に対する災害応急対策活動の中核機能としての、災害対策本部・現地対策本部を設置運営する。	市町村 県
	災害情報連絡訓練	災害対策を円滑かつ適切に実施するため、気象予警報及び被害状況の収集伝達、住民の安全対策及び被害施設復旧対策に関する情報連絡訓練を実施する。	市町村 県 警察 自衛隊
	災害広報訓練	災害時における住民の安全確保を図るため、防災行政無線等により、避難誘導及び冷静適切な行動を呼びかけるなど、災害広報活動を実施する。	市町村 消防本部 放送機関
	被災地調査訓練	災害応急対策活動を適切に実施するため、被害状況等を調査するとともに、その結果を被害状況写真などとともに対策本部に報告する。また、本部長などがそれぞれの被災現地を実施視察する。	市町村 消防本部 県 警察 自衛隊
	広域応援要請訓練	広域的な災害対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊に対する災害派遣要請、日赤に対する医療救護の要請、他の市町村に対する災害応急対策の応援要請訓練等を行う。	市町村 県 自衛隊 日赤県支部
地域ぐるみ訓練	自主防災組織等活動訓練	自主防災組織等を中心として住民による組織単位の避難対策、高齢者・障害者等災害弱者の避難救護活動、初期消火、応急救護活動などの住民主導の災害安全対策を実施する。	市町村 消防本部・消防団 自主防災組織 住民
	避難（援護）活動訓練	地すべり、津波等による被害を防止するため地域住民を安全な避難場所に避難させる。	市町村 消防団 自主防災組織 住民
	災害弱者対策訓練	社会福祉施設入所者及び在宅寝たきり老人等災害弱者の災害安全対策を確保するため、自衛消防隊、自主防災組織、防災機関による避難誘導訓練を実施する。	市町村 消防団 自主防災組織 住民 各施設
	防災ボランティア等活動訓練	地域住民などによる被災者の応急救護等の訓練を実施する。	市町村 日赤県支部 学校 住民
	繁華街・ターミナル駅等対策訓練	繁華街・ターミナル駅等発生時に心理的不安を誘発しやすい場所において、混乱防止対策訓練及び避難誘導訓練などを実施する。	消防本部 J R 東日本
	事業所対策訓練	各事業所において、自衛消防隊を中心とした避難誘導訓練及び初期消火訓練などを実施する。	消防本部 各事業所

訓練項目		実施概要	実施機関
防災 機 関 活 動 訓 練	消防訓練	居住地及び林野での大規模火災に対処するため消防本部が中心となり、機動力ある消火活動及び延焼防止活動、火災現場からの救出・救助及び救急・救護活動などを実施する。	消防本部 消防団 警察 自衛隊
	道路等交通対策訓練	道路での事故車両、ビル・電柱の倒壊、倒木等に対応した道路啓開、緊急輸送路確保訓練を実施する。	市町村 警察
	救出救助・ 救急救護訓練	火災・ビル倒壊及び車両事故等により負傷した者の救出・救助、救急・救護活動を実施する。	消防本部 消防団 警察 自衛隊
	生活関連施設 応急復旧活動	被害を受けた電気・ガス・水道・電話の生活関連主要施設の復旧対策を実施する。	市町村 NTT 東北電力 ガス事業者 液化石油ガス販売事業者
	避難所設置運営訓練	被災した住民を救護するため、避難所を開設し、非常炊き出し、応急給食、仮設トイレの設置等の訓練を実施する。	市町村 NTT 東北電力 日赤県支部
	災害医療対策訓練	負傷した者に対し、応急医療救護所及び仮設病院において災害医療対策を実施する。 なお、重傷者については、後方医療機関へ搬送する。	市町村 県 消防本部 自衛隊 医師会 日赤県支部
	応急給水訓練	被災した住民に給水を行うため、応急給水車等により飲料水を避難所まで輸送する。	市町村 自衛隊
	緊急物資輸送対策訓練	被害を受けた避難住民に対し、食料、毛布等の物資を緊急輸送し、避難所で配布する。	市町村 日赤県支部 県トラック協会
	広域応援輸送対策訓練	地域防災体制の確立を期するため、県市町村を越えた相互応援訓練を実施する。	市町村 県 警察 県トラック協会
災害情報及び 被害状況報告訓練	防災活動体制の万全を図るため、防災関係機関は、災害状況等について、山形県地域防災計画により所管する事項を報告する。	NTT 東北電力 ガス事業者 水道事業者 JR東日本	

市町村総合防災訓練の実施計画

市町村名		
担当者	所属	
	職名	
	氏名	

訓練の名称	
訓練主催団体	
訓練実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
訓練場所	
訓練概要	
重点項目	
備考	
【陸上自衛隊に派遣依頼する場合に記入】	
自衛隊の訓練内容	・自衛隊の訓練所要（予定）時間 時 分
訓練派遣にかかる資機材の種類等	(1) ヘリコプター 機 (訓練) (2) (3) (4) (5)

山形県災害報告取扱要領

1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条第 1 項、消防組
織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付
け消防防第 245 号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第 4 号）第 1 条によりなす
べき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 項第 1 号に定める災害をいう。

3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合
において総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあって
は内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、
連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

なお、報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式は次のとおりとする。

報告の種類	様式	摘 要
災害速報	第 1 号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害 (状況) が把握できないとき
災害情報	第 2 号～第 13 号	災害が発生したとき
災害中間報告	第 14 号	
災害確定報告		
災害年報	第 15 号	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況に ついて、翌年 1 月 31 日現在で明らかになったものとする。

(2) 報告の提出期限は次のとおりとする。

ア 災害速報	即時
イ 災害情報	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
ウ 災害中間報告	指示するとき以降順次
エ 災害確定報告	応急対策を終了した後 10 日以内
オ 災害年報	2 月 15 日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、
死亡したことが確実な者とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者の
うち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者の

うち1月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。

ウ 「全壊、全焼、流失」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）、焼失が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

エ 「半壊、半焼」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊、焼失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊、焼失部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

オ 「一部破損」とは、半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218条）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

- コ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運行する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
- ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。
- チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。
- テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
- ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する現象をいうものとする。
- ヌ 「がけ崩れ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が 1/20 以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
- ノ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- (5) 被害金額
- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附 則

この要領は、昭和 53 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

災 害 速 報 (月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受診機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注) : 被害発生場所を 5 万分の 1 の図面に×印で付し (A4 又は A3 の部分図、以下の様式も同) 併せてファクシミリで送付すること。

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理番号	被害の態様	場 所	被害発生		被災者氏名	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、負傷者の負傷状況等を記入すること。

住家・非住家被害情報

報告先： _____ 報告機関名： _____ No. _____
 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

- (注) 1 被害の態様の欄には、全壊〔全焼、全流失〕、半壊〔半焼〕、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた棟数を、全壊、半壊の場合は世帯主名、世帯数、人数等も記入すること。
 4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。
 5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること。(避難状態については、様式第4号に記入すること。)

住民避難情報

報告先： _____ 報告機関名： _____ No. _____
 年 月 日 () : 現在

整理番号	住民避難の原因	場 所	避難開始		住民避難の内容	避難先	避難解消		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
 4 避難先の欄には、何々地内等、施設名等まで記入すること。
 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 6 備考の欄には、避難勧告の発令、解除等を記入すること。

道 路 規 制 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解消		備 考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

河川被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理番号	河川名	場所	被害発生		被害内容	数量	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
 4 数量の欄には、延長（m）、面積（㎡）、土量（m³）等を記入すること。
 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること。（避難状況については、様式第 4 号に記入すること）

土砂災害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理番号	災害の態様	場 所	災害発生		災害内容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖崩れ、地滑り、土石流等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
 5 様式第5号に記入した分については除くこと。

ライフライン被害情報

報告先： _____ 報告機関名： _____ No. _____
 年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の 種 類	場 所	被害発生		被害内容	復 旧		備 考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

その他被害情報（ 関係）

報告先： _____ 報告機関名： _____ No. _____
 年 月 日（ ） : 現在

整理番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本葉は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名： No.
年 月 日 () : 現在

整理番号	避難施設名	場 所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）高齢者（65歳以上）毎に記載すること。

医療救護関係情報 I

報告先： _____ 報告機関名： _____ No. _____
 年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受入れ可能な人数等を記載すること。
 2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名： No.
年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区 分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への 搬送必要者数及び内訳	備 考
死 者	(計)				
行 方 不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

災害報告（中間・確定）

災害名				区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名 称	
報告番号	第 報			田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円		設置		月 日 時	
	(月 日 時現在)				冠 水	ha		農林水産業施設	千円				月 日 時	
市町村名				畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円			解散	月 日 時	
					冠 水	ha		その他の公共施設	千円		月 日 時			
区 分		被 害		そ の 他	文教施設	箇所		小 計	千円		設置 災害 市対 策本 部			
人的被害		死者	人		病院	箇所		農 産 被 害	千円					
		行方不明者	人		道 路	箇所		林 産 被 害	千円					
負傷者	重傷	人			橋 り よ う	箇所		畜 産 被 害	千円					
	軽傷	人			河 川	箇所		水 産 被 害	千円					
住 家 被 害	全 壊		棟			港 湾	箇所		商 工 被 害	千円		適用 市救 助 名法	計 団体	
			世帯			砂 防	箇所		商工建物被害	千円				
			人			清 掃 施 設	箇所		鉄 道 施 設 被 害	千円				
	半 壊		棟			鉄 道 不 通	箇所		電 信 電 話 施 設 被 害	千円				
			世帯			被 害 船 舶	隻		電 力 施 設 被 害	千円				
			人		水 道	戸		そ の 他	千円					
	一部破損		棟		電 話	回線		小 計	千円		消防職員出動延人数	人		
			世帯		電 気	戸		被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人		
			人		ガ ス	戸		備 考						
			床上浸水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所							
		世帯		り 災 世 帯 数	世帯									
		人		り 災 者 数	人									
		床下浸水	棟		被 害 の 態 様	地 す べ り	箇所							
		世帯				が け 崩 れ	箇所							
		人				土 石 流	箇所							
		非住家	棟		火 災 発 生	建 物	件							
		公共建物	棟			危 険 物	件							
		その他	棟			そ の 他	件							

災 害 年 報

市 (町・村)

区分	災 害 名		発生年月日						計
人的被害	死 者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住家被害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	一 部 破 損	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
床 下 浸 水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公 共 建 物		棟						
	そ の 他		棟						
その他	田	流出・埋没	ha						
		冠 水	ha						
	畑	流出・埋没	ha						
		冠 水	ha						
	文 教 施 設		箇所						
	病 院		箇所						
	道 路		箇所						
	橋 梁		箇所						
	河 川		箇所						
	港 湾		箇所						
	砂 防		箇所						
	水 道		箇所						

区分	災 害 名							計
	発 生 年 月 日							
そ の 他	清 掃 施 設	箇所						
	鉄 道 不 通	箇所						
	被 害 船 舶	隻						
	水 道	戸						
	電 話	回線						
	電 気	戸						
	ガ ス	戸						
	ブ ロ ッ ク 塀	箇所						
	地 す べ り	箇所						
	が け 崩 れ	箇所						
火災発生	土 石 流	箇所						
	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
	罹 災 世 帯 数	世帯						
	罹 災 者 数	人						
	公 立 文 教 施 設	千円						
	農 林 水 産 業 施 設	千円						
	公 共 土 木 施 設	千円						
	そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
	小 計	千円						
	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	商 工 建 物 被 害	千円						
	鉄 道 施 設 被 害	千円						
	電 信 電 話 施 設 被 害	千円						
	電 力 施 設 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
	被 害 総 額	千円						
災 害 対 策 本 部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	消 防 職 員 出 動 延 人 数							
	消 防 団 員 出 動 延 人 数							
	備 考							

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(山形県災害救助法施行細則 令和2年2月21日改正)

1 救助の程度、方法及び期間

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>2 原則として学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これらの建物を利用することが困難な場合は、野外での仮小屋の設置若しくは天幕の設営又はその他適切な方法により実施するものとする。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。</p>	<p>1 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>2 福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、1の額に、当該地域において当該特別な配慮を行うために必要な通常の実費を加算する。</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対し、建設型応急住宅（建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の設置、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の提供又はその他適切な方法により供与する。</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、その額は、5,714,000円以内とする。</p> <p>(3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型応急住宅の戸数がおおむね50戸以上の場合、居住者の集会等に利用するための施設を、当該戸数が50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を、それぞれ設置できるものとする。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できるものとする。</p> <p>(5) 供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型応急住宅</p> <p>1戸当たりの規模は、前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(2) 供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>2 賃貸型応急住宅</p> <p>(1) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、これを提供するものとする。</p> <p>(2) 供与できる期間は、前号(2)に準ずる。</p>

救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間																					
			げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は、地域の実情に応じた額とする。																						
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給	1 避難所に避難している者又は住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																					
		災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。	飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷する等して使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別(災害発生の日による。)及び世帯区分により、1世帯当たり次の額以内とする。 1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了させるものとする。																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から 9月まで)</th> <th>冬季(10月から 翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯の額</td> <td>18,800円</td> <td>31,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯の額</td> <td>24,200円</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯の額</td> <td>35,800円</td> <td>56,200円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯の額</td> <td>42,800円</td> <td>65,700円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯の額</td> <td>54,200円</td> <td>82,700円</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人 増すごとに 加算する額</td> <td>7,900円</td> <td>11,400円</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から 翌年3月まで)	1人世帯の額	18,800円	31,200円	2人世帯の額	24,200円	40,400円	3人世帯の額	35,800円	56,200円	4人世帯の額	42,800円	65,700円	5人世帯の額	54,200円	82,700円	6人以上1人 増すごとに 加算する額	7,900円	11,400円	
季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から 翌年3月まで)																							
1人世帯の額	18,800円	31,200円																							
2人世帯の額	24,200円	40,400円																							
3人世帯の額	35,800円	56,200円																							
4人世帯の額	42,800円	65,700円																							
5人世帯の額	54,200円	82,700円																							
6人以上1人 増すごとに 加算する額	7,900円	11,400円																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から 9月まで)</th> <th>冬季(10月から 翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯の額</td> <td>6,100円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯の額</td> <td>8,300円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯の額</td> <td>12,400円</td> <td>18,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯の額</td> <td>15,100円</td> <td>21,900円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯の額</td> <td>19,000円</td> <td>27,600円</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人 増すごとに 加算する額</td> <td>2,600円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から 翌年3月まで)	1人世帯の額	6,100円	10,000円	2人世帯の額	8,300円	13,000円	3人世帯の額	12,400円	18,400円	4人世帯の額	15,100円	21,900円	5人世帯の額	19,000円	27,600円	6人以上1人 増すごとに 加算する額	2,600円	3,600円	
季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から 翌年3月まで)																							
1人世帯の額	6,100円	10,000円																							
2人世帯の額	8,300円	13,000円																							
3人世帯の額	12,400円	18,400円																							
4人世帯の額	15,100円	21,900円																							
5人世帯の額	19,000円	27,600円																							
6人以上1人 増すごとに 加算する額	2,600円	3,600円																							
医療及び助産	医療	1 災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。 2 救護班において行うものとする。ただし、急迫した事情が	医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による	医療を実施する期間は、災害の発生の日から14日以内とする。																					

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間	
	あり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行う。 3 次の範囲内において行う。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	場合は協定料金の額以内とする。		
	助産	1 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 次の範囲内において行う。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。	助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出	被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。	被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。	
被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。	1 生業に必要な資金として貸与する額は、次の額以内とする。 (1) 生業費 1件当たり 30,000円 (2) 就職支度費 1件当たり 15,000円 2 生業に必要な資金は、次の条件を付して貸与する。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了させるものとする。	
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷する等	学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。 1 教科書代	学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については	

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
	<p>して使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品</p>	<p>(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1 人当たり 4,500 円 中学校生徒 1 人当たり 4,800 円 高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円</p>	1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了させるものとする。
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3) 骨つぼ及び骨箱</p>	埋葬のため支出する費用は、1 体当たり、大人 215,200 円以内、小人 172,000 円以内とする。	埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次のとおりとする。</p> <p>1 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,400 円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算する。</p> <p>3 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
災害によって住居又はその周辺	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要	障害物の除去は、災害発生の日から

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が137,900円以内の場合において、当該除去に要した費用の額とする。	10日以内に完了しなければならない。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

2 実費弁償

法第7条第5項の規定による実費弁償のため支出する費用は、次のとおりとする。

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償

ア 日当

職種	日当
医師及び歯科医師	1日当たり 17,400円以内
薬剤師	1日当たり 11,900円以内
保健師、助産師及び看護師	1日当たり 11,400円以内
土木技術者及び建築技術者	1日当たり 17,200円以内
大工、左官及びとび職	1日当たり 20,700円以内

イ 時間外勤務手当

第1号に規定する日当額を基礎とし、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)に定める額以内とする。

ウ 鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料

(ア) 医師及び歯科医師については、県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号。以下「旅費条例」という。)に定める行政職給料表8級の職務にある者に相当する額以内とする。

(イ) 薬剤師、土木技術者及び建築技術者については、旅費条例に定める行政職給料表3級の職務にある者に相当する額以内とする。

(ウ) 保健師、助産師、看護師、大工、左官及びとび職については、旅費条例に定める行政職給料表1級の職務にある者に相当する額以内とする。

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者に対する実費弁償

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

気象予警報等の種類

I 特別警報・警報・注意報・情報・通報の種類

1 特別警報

- (1) 特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

2 警報

- (1) 気象警報
 - 暴風警報
- (2) 地面現象警報
(警報事項を気象警報に含めて行う)
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
- (3) 浸水警報 (警報事項を気象警報に含めて行う)
- (4) 洪水警報
- (5) 水防活動用気象警報
(一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報をもって代える)
- (6) 水防活動用洪水警報
(一般の利用に適合する洪水警報をもって代える)
- (7) 県及び国土交通省の機関と共同して行う水防活動用警報
 - ア 最上川上流洪水警報 (山形河川国道事務所、山形地方气象台)
 - イ 最上川中流洪水警報 (新庄河川事務所、山形地方气象台)
 - ウ 最上川下流洪水警報 (酒田河川国道事務所、山形地方气象台)
 - エ 須川上流洪水警報 (山形県村山総合支庁、山形地方气象台)
 - オ 須川下流洪水警報 (山形河川国道事務所、山形地方气象台)

3 注意報

- (1) 気象注意報
 - 風雪注意報
- (2) 地面現象注意報
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
- (3) 浸水注意報
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
 - その他の気象注意報 (現象名を冠した注意報)
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着雪(氷)注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - その他の異常現象 (例:融雪注意報)
- (4) 洪水注意報
- (5) 水防活動用気象注意報
(一般の利用に適合する大雨注意報をもって代える)
- (6) 水防活動用洪水注意報
(一般の利用に適合する洪水注意報をもって代える)
- (7) 県及び国土交通省の機関と共同して行う水防活動用注意報
 - ア 最上川上流洪水警報 (山形河川国道事務所、山形地方气象台)
 - イ 最上川中流洪水警報 (新庄河川事務所、山形地方气象台)
 - ウ 最上川下流洪水警報 (酒田河川国道事務所、山形地方气象台)
 - エ 須川上流洪水警報 (山形県村山総合支庁、山形地方气象台)
 - オ 須川下流洪水警報 (山形河川国道事務所、山形地方气象台)

3 情報

- (1) 気象情報 ————— 山形県気象情報
- (2) 県と山形地方気象台が共同して行う土砂災害警戒情報
- (3) 記録的短時間大雨情報
- (4) 地震情報
- (5) 竜巻注意情報
- (6) 火山情報

(注) 気象情報とは、気象等の予報に関係ある台風その他の異常気象等について、注意・警報に先立って知らせたり、注意報・警報の内容を補完したりするなど、防災の効果をあげるために、必要に応じ随時発表するものである。

対象とする現象により、台風・低気圧・大雨・大雪・高（低）温・長雨・濃霧・なだれ・梅雨・少雨などの情報がある。

4 通報

- (1) 火災気象通報

火災気象通報を行う基準は、山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

- (2) 鉄道気象通報
- (3) 電力気象通報

大江町雨量観測所設置場所一覧

No.	観測所名	設置場所	TEL
1	山形気象台 左沢雨量観測局	諏訪原	62-2111
2	沢口雨量観測局	沢口字屋敷山	62-2111

気象庁震度階級解説表（抜粋）

震度階級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
0	人は揺れを感じない。		
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人も多い。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を守ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて揺れに気付く人がいる。
5 弱	多くの人々が、身の安全を図ろうとする。行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人々が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停車する車が多い。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くは移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級	木造建築	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5弱	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することもある。(停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることもある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱に亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6弱	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道管の排水施設に被害が発生することがある。(一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
7	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

被害程度の判定基準

大江町地域防災計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものあるいは死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在が不明であり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。)
	全壊(全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊(半焼)	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊(半焼)	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満のものとする。
	半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

被害区分		判定基準	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床上以上浸水したものと及び全壊等半壊等に該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	「床下浸水」は、住家の床以上に達しない浸水程度のものとする。	
非住家の被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この準中他の被害区分に属さないものとする。	
	その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法（昭和 23 年法律第 20 号）第 1 条に規定する病院及び診療所とする。	
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な港湾交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。	
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの、流失し、所在不明となったもの及び修理しなければ航行不能の被害。	
	電話	通話不能になった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。	
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	建物	建物	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
危険物			
その他			
り災者	り災世帯	災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。	
	り災者数	り災世帯の構成員とする。	
災害	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する現象をいうものとする。	

被害区分		判定基準
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が 1/20 以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設をいうものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
災害の態様	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害が、例えば、工業原材料、商品、生産機械・器具とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

- 注) 1 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があったものとする。
- 3 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価格又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定済額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

火災警報発令基準

- ・実効湿度 60%以下、最低湿度 30%以下にして最大風速 10 メートル以上のとき。
- ・平均風速 15 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨又は降雪中は発令しないこともある。)
- ・気象状況が火災予防上特に危険であると認められるとき。

災害救助法適用基準

- 1 当該市町村の区域内で別表の1号に記載した数以上の世帯の住家が滅失したこと（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- 2 県内で1,500世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内で別表の2号に記載した数以上の世帯の住家が滅失したこと（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- 3 県内で7,000世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）
- 4 当該災害が隔絶した地域に発生したものであること等により、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするなど特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令で定める基準に該当するとき（災害救助法施行令第1条第1項第4号）（内閣府で定める基準）
 - ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※ 災害弔慰金等の支給対象災害は、1つの市町村の区域内で5以上の世帯の住居が滅失すれば対象災害となる。

(別表)

災害救助法適用基準被災世帯数早見表 (平成 27 年 10 月 1 日)

市町村名		適用基準		市町村名		適用基準	
		1号	2号			1号	2号
村山	山形市	100	50	置賜	米沢市	80	40
	上山市	60	30		南陽市	60	30
	天童市	80	40		高畠町	50	25
	山辺町	40	20		川西町	50	25
	中山町	40	20		長井市	50	25
	寒河江市	60	30		小国町	40	20
	河北町	50	25		白鷹町	40	20
	西川町	40	20		飯豊町	40	20
	朝日町	40	20	庄内	鶴岡市	100	50
	大江町	40	20		庄内町	50	25
	村山市	50	25		三川町	40	20
	東根市	60	30		酒田市	100	50
	尾花沢市	50	25		遊佐町	40	20
	大石田町	40	20				
最上	新庄市	60	30				
	金山町	40	20				
	最上町	40	20				
	舟形町	40	20				
	真室川町	40	20				
	大蔵村	30	15				
	鮭川村	30	15				
	戸沢村	30	15				

注：滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×1/2＋(床上浸水等)×1/3 この適用基準の人口は、地方自治法第254条に規定する人口で、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに順ずる全国的な人口調査の結果による人口をいうものである。

このため、この適用基準の人口は一般的には5年ごとに変更されるものである。

3 相互応援協定等

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めるときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協定者
市町村長 氏 名 ④
(44市町村長連署)

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。

2 第2条関係

協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。

3 第3条関係

(1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。

(2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
- ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
- ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項

4 第4条、第5条、第6条関係

(1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。

(3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。

5 第7条関係

(1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。

(2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。

6 その他

(1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。

(2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

応 援 調 整 市

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応 援 調 整 担 当 市		
		第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
村 山		鶴 岡 市	酒 田 市	新 庄 市
最 上		上 山 市	米 沢 市	長 井 市
置 賜		村 山 市	新 庄 市	鶴 岡 市
庄 内	平野東縁地震	山 形 市	東 根 市	長 井 市
	県西方沖地震	新 庄 市	天 童 市	南 陽 市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応 援 調 整 担 当 市		
		第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
東 南 村 山		寒 河 江 市	南 陽 市	東 根 市
西 村 山		山 形 市	長 井 市	東 根 市
北 村 山		新 庄 市	天 童 市	寒 河 江 市
最 上		村 山 市	酒 田 市	鶴 岡 市
東 南 置 賜		長 井 市	上 山 市	寒 河 江 市
西 置 賜		米 沢 市	寒 河 江 市	上 山 市
鶴 岡		酒 田 市	寒 河 江 市	新 庄 市
酒 田		鶴 岡 市	新 庄 市	尾 花 沢 市

1. 応援調整市町村は、県総合防災課及び、総合支庁と連携して、各市町村との調整や、情報交換等を行うものとする。
2. 東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの総合支庁の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管内市町村とする。

山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の概況及び応援を要請する事由

(2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結地

(4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名

(5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ自動車1台）とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備付け)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

(1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。

(5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者
市町村長等 氏 名
(連 署)

山形県広域消防相互応援協定運用について

第2条関係

- (1) 普通応援の出場区域は、隣接境界からおおむね2km程度とする。ただし、関係市町村間でその範囲を別にとりきめすることができる。
- (2) 一部事務組合の区域内に発生した災害について特別応援を要請する場合は、組合の管理者から他の市町村等の長に行われるべきものであること。(地方自治法第284条、消防組織法第15条第3項及び第26条の3)

第3条関係

- (1) 事後に提出する特別応援の要請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 応援を要請した市町村長等は、第4号の誘導員を応援集結地に配置し、応援隊の誘導に当たらしめるものとする。
- (3) 誘導員は腕章を付け、昼間は赤旗、夜間は赤色提灯をもってその位置を明示するものとする。
- (4) 応援要請にあたり、消火せんの開閉器具の手配の必要有無を確認し、準備すること。

第4条関係

普通応援は、火災発生を覚知した場合に自動的に行われるものであるが、隣保相互扶助の建前から、状況によっては隣接市町村に火災を通報するものとする。

第5条関係

- (1) 現地本部総指揮者は、腕章を付け、所在を明示するに足る標識(旗又は提灯)を掲げなければならないものとする。
- (2) 現地本部に腕章を付けた伝令を置き、応援隊に総指揮者の命令を伝達するものとする。

第6条関係

現地本部総指揮者に対する報告は口頭等によるが、後日すみやかに別記様式第2号による応援隊活動報告書を応援要請者に提出するものとする。ただし、報告書の提出は、特別応援に限るものであること。

殿

市町村等の長

㊟

特別応援要請書

山形県広域消防相互応援協定書第 3 条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別	
発災日時及び発災場所	
災害の概況及び 応援要請の事由	
要請応援隊等の 種類及び数	
要請活動内容	
集 結 地	
現地総指揮者職氏名	
誘導員職氏名	
その他必要事項	

殿

市町村等の長

㊟

応援活動報告書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別		覚 知 別			
発 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ				
発 災 場 所					
受 信 時 分	時 分		要 請 者 名		
出 動 応 援 隊 の 活 動	応 援 隊 名	出 動 人 員	車 種 別	出 場 時 分	到 着 時 分
	放 水 開 始	放 水 停 止	引 上 時 分	帰 着 時 分	走 行 距 離
現 地 指 導 者 と の 連 絡					
応 援 隊 の 活 動 状 況					

別記様式第 3 号

腕章は次のとおりとする。

総 指 揮 者
市 町 村 等 名

白地に黒字とする

本 部 員
市 町 村 等 名

白地に黒字とする

伝 令
市 町 村 等 名

白地に黒字とする

誘 導 員
市 町 村 等 名

白地に黒字とする

山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

覚書者

消防長 氏名 ④

(15消防長連署)

立会人

山形県生活福祉部長 氏名 ④

応 援 隊 数

消防本部名 ／ 応援隊の種類	応 援 隊 数	指 揮 支 援 隊	消 火 隊	救 急 隊	救 助 隊	化 学 隊	特 殊 隊	後 方 支 援 隊
山 形 市	7	1	1	1	1	1	1	1
米 沢 市	5	1	1	1		1		1
上 山 市	1		1					
村 山 市	3		1	1	1			
天 童 市	1		1					
東 根 市	1		1					
尾 花 沢 市	2		1	1				
南 陽 市	3		1			1		1
高 畠 町	1		1					
川 西 町	1		1					
酒田地区消防組合	4		1	1		1		1
鶴岡地区消防事務組合	5	1	1	1	1			1
最上広域市町村圏事務組合	4		1	1			1	1
西村山広域行政事務組合	3		1		1			1
西置賜広域行政事務組合	4		1	1	1			1
合 計	45	3	15	8	5	4	2	8

情報連絡窓口

消防本部名	緊急連絡 送付先	N T T 電話	防災行政無線 衛星系電話	防災行政無線 ファクシミリ
山形県 危機管理課	消防係 夜間受付	023-630-2227 090-1495-5599	7-800-1245	7-800-1502
山形市	通信指令課	023-631-7218	7-744-904	7-744-905
最上広域市町 村 圏事務組合	通信指令室	0233-22-7521	7-751-901	7-751-950
酒田地区 消防組合	通信指令課	0234-23-3131	7-758-101	7-758-150
鶴岡地区 消防事務組合	通信指令課	0235-22-8321	7-757-101	7-757-150
米沢市	通信指令室	0238-23-3107	7-752-401	7-752-405
上山市	通信指令室	023-672-1190	7-745-261	7-745-450
西置賜広域 行政事務組合	通信指令室	0238-88-1211	7-756-501	7-756-550
西村山広域 行政事務組合	通信指令室	0237-86-2595	7-747-104	7-747-150
村山市	通信指令室	0237-55-2514	7-748-901	7-748-950
天童市	通信指令室	023-654-1191	7-746-102	7-746-150
東根市	通信指令室	0237-42-0134	7-749-902	7-749-950
尾花沢市	通信指令室	0237-22-1131	7-750-101	7-750-150
南陽市	通信指令室	0238-43-3500	7-753-101	7-753-150
高畠町	通信指令室	0238-52-1505	7-754-101	7-754-150
川西町	通信指令室	0238-42-3700	7-755-101	7-755-150
山形県消防 防災航空隊	事務室 夜間受付	0237-47-3275 090-1494-1816	6-603-1	6-603-8

山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航責任者が消防防災ヘリに重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という。）第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

(運航経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第

8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第 10 条 この協定は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 50 通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ 1 通を所持する。

平成 10 年 4 月 1 日

山形県知事 氏 名 ⑩

市町村長 氏 名 ⑩

(44 市町村長連署)

消防の事務組合代表者氏名 氏 名 ⑩

(5 代表者連署)

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請市町村等	発 信 者			
緊急運航事態種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 災害救急 (5) その他 ()			
要 請 内 容	(1) 消火 (2) 救助 (3) 救急 (4) 物資搬送 (5) 偵察 (6) その他 ()			
発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標			
発 生 日 時	年	月	日 ()	時 分頃
事 故 概 要 又 は 災 害 概 況				
気 象 状 況 (災 害 現 場)	天候	風向	風速 m/sec	気温 ℃
	視界	m	気象予警報 (警報・注意報)
必 要 資 機 材				
出 場 先 場 離 着 陸 場	場所 (市・町・村)			番地
	目標 (名称)		要請側病院名	病院
搬 送 先 場 離 着 陸 場	場所 (市・町・村)			番地
	目標 (名称)		要請側病院名	病院
傷 病 者 名	住所			
	氏名	生年月日	年 月 日	歳
	傷病名	程度	重・中・軽	男・女
現 地 搭 乗 者	(有・無)	職名	氏名	
地 上 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内派) コールサイン			
他の防災ヘリの活動 要 請	(有・無) 機関名			
要 請 日 時	年	月	日	曜日 時 分
※以下の項目については、消防防災航空隊で活動を決定後至急連絡します。				
運 航 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン			
到 着 予 定 時 間	年	月	日	曜日 時 分
活 動 予 定 時 間	時間 分			
※その他の特記事項				
		受 信 者		

山形自動車道山形県市町消防相互応援協定書

山形市、西村山広域行政事務組合及び中山町は（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政区域のうち山形自動車道における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形自動車道において火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、消防業務の相互応援に関し必要な事項を定めるものとし、本協定書に定めのない事項については、山形県広域消防相互応援協定書（昭和53年3月10日締結）の定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市等は、日本道路公団から通報があったとき又は相互に応援の要請があったときは、消防隊、救急隊若しくは救助隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

（通報）

第3条 協定市等は、前条の規定に基づき出動を行ったときは、直ちに災害の発生地を管轄する協定市等に通報するものとする。

（指揮）

第4条 同一の災害に関し、2以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は原則として災害の発生地を管轄する協定市等の最高指揮者が行うものとする。
但し、災害の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等の最高指揮者が指揮するものとする。

（災害の事務処理）

第5条 火災の発生地を管轄する協定市等は、火災の事務処理を行うため、直ちに出動するものとする。
2 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が事務処理を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 出動に要する経費は、原則として出動を行った協定市等の負担とする。
但し、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損による補償費、その他疑義の生じた経費については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。
2 山形自動車道の多重衝突事故等による災害のため、通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、協定市等は、日本道路公団に対して協議するものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、平成元年7月26日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成元年7月21日

山形市長
西村山広域行政事務組合理事長
中山町長

金沢忠雄
佐藤誠六
縄野裕史

日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

(趣 旨)

第1条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業者が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員（以下「各都市」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各都市内で対応不可能な災害が発生した場合は、山形県支部長（以下「県支部長」という。）の要請により、各都市は、被災事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。

2 県支部にこの協定の事務局を設置する。

3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業者から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたととき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたとときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたとときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業者(以下「情報連絡担当事業体」という。)を置く。

2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。

3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業者間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部(以下「県支部現地救援本部」という。)を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業者の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部(これに相当する組織を含む。)が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業者の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業者名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業者は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業者が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換を行うものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応

急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

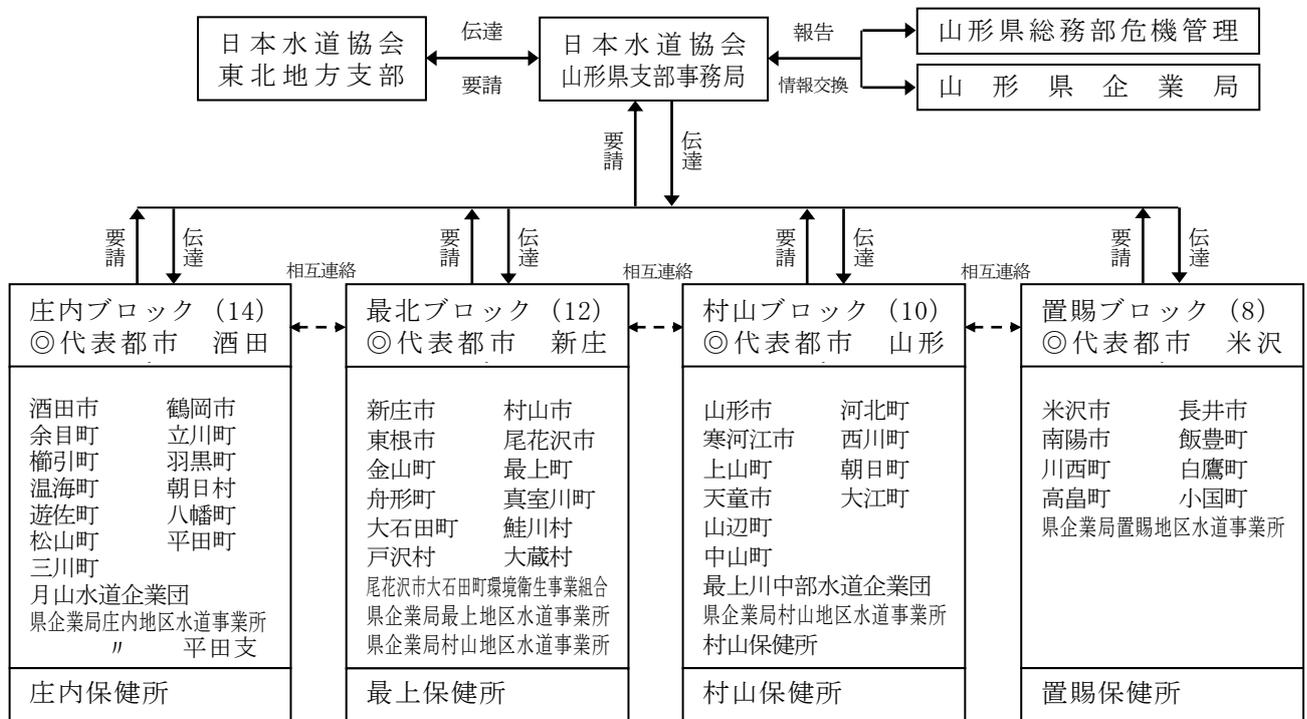
附 則

1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成7年5月24日協定)」は、廃止する。

「災害時相互応援協定」ブロック組織図 (日本水道協会山形県支部)



4 災害記録

本町の災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震等があり、主なものは次のとおりである。

(1) 風水害

発生年月日	災害種別	被害概要
昭和 42. 8. 28～29	水害 (羽越豪雨)	前線が本州中部に停滞し、28日から29日にかけて新潟、山形、福島の一部に集中豪雨を降らせ、その降水量は山間部で400mmに達し、本町の被害は次の通りとなった。 家屋被害 全壊流出 32棟 (うち非住家 16棟) 半壊 15棟 (うち非住家 10棟) 床上浸水 62棟 (うち非住家 32棟) 床下浸水 34棟 (うち非住家 16棟) 田畑の冠水 13ha
昭和 51. 8. 5～6	水害	東北地方南部を中心とした大雨で、最上川を中心に県内各地の中小河川が増水し、被害は43市町村に及んだ。 人的被害 行方不明 1名 家屋被害 流失 1棟 (非住家) 全壊 5棟 (住家 1、非住家 4) 半壊 3棟 (住家 2、非住家 1) 一部破損 1棟 (住家) 床上浸水 63棟 (住家 36、非住家 27) 床下浸水 211棟 (住家 161、非住家 50) 土木関係被害 道路欠所等 126カ所 河川欠壊 90カ所 橋梁損壊 19カ所 教育関係被害 13カ所 水道施設被害 2施設 農林水産関係被害 農林地流出埋没等 59.3ha 水稻冠水等 174.6ha 畑作物冠水等 6.5ha 果樹浸水等 7.9ha ホップ、その他 5.25ha 農林業施設被害 287カ所 養魚施設その他 商工業関係被害 被害総額 28億 59,000千円
昭和 54. 3. 31	風害	低気圧の通過によって、暴風雨となり町内全域にわたり建物等に大きな打撃をうけた。 人的被害 負傷者 7人 住家被害 全壊 1棟 半壊 39棟 一部破損 182棟 非住家被害 公共建物 5棟 その他 68棟 文教施設被害 8カ所 罹災世帯 40世帯 罹災者数 175人 被害総額 7億 12,000千円
昭和 55. 12. 13 ～昭和 56. 3	雪害	本県上空に寒気団が停滞し、年末から連日大雪が降り、山形気象台観測史上最高の記録的な豪雪となった。 人的被害 負傷者 1人 家屋被害 非住家 1棟 文教施設 1カ所 土砂崩れ 1カ所 農林水産被害 被害総額 3億 28,000千円

発生年月日	災害種別	被害概要
昭和 56. 8. 23	風水害 台風 15 号	台風 15 号による大雨となり、河川氾濫で大きな被害を受けた。 家屋被害 床上浸水 17 棟（住家 2、非住家 15） 床下浸水 10 棟（住家 9、非住家 1） 農地流出埋没 田 0.15ha 畑 0.05ha 農地冠水 田 10ha 畑 5ha 農林水産業施設被害 農道 4 カ所 用水路 8 カ所 林道 2 カ所 公共土木施設 町道 3 カ所 被害総額 22,000 千円
昭和 58. 12 ～昭和 59. 5	雪害 (融雪遅延)	12 月中旬からの寒波による低温と大雪は、県内各地に被害をもたらした。特に、2 月、3 月と厳しい寒さが続き、融雪の遅延により公共土木施設と農林水産業関係に大きな被害がでた。 人的被害 死者 2 人 負傷者 1 人 家屋被害 非住家 1 棟 農地被害 田の流出、埋没 2.35ha 田の冠水 0.37ha 畑の流出、埋没 0.90ha 文教施設被害 1 カ所 道路被害 9 カ所 河川被害 4 カ所 被害総額 20 億 69,000 千円
昭和 59. 4. 10	地すべり	雪解けが主たる原因と考えられる地すべりが小清地区に発生し、町道や河川農地等に被害があった。 町道勝生線への崩落土 L=100 H=4 V=3,000 河川埋そく L=300 水田 3.2ha 畑 1.0ha 護岸ブロック L=40 揚水ポンプ小屋倒伏 1 棟 被害総額 1 億 77,000 千円
昭和 59. 8	干ばつ	干ばつにより、農産物や畜産に被害があった。 被害総額 3 億 7,000 千円
昭和 61. 8. 5	水害	台風 10 号による大雨で河川が氾濫し、住家屋への浸水や公共土木施設及び農林水産関係に被害があった。 家屋被害 床上浸水 2 棟、床下浸水 2 棟 農地冠水 田 1.0ha 畑 0.8ha 道路被害 9 カ所 用水路欠所 1 カ所 被害総額 21,000 千円
平成 2. 7. 24	風水害	台風による暴風、大雨、洪水のため、土砂崩壊や強風による農産物等に大きな被害を受けた。 法面崩壊 1 カ所 L=5 H=8 V=30 排水溝の氾濫 1 カ所 非住家床下浸水 1 カ所 土砂崩壊 L=30 H=2 V=450 果樹 114ha 特用作物 12ha 飼料作物 1ha 豆類 6ha 野菜類 3ha 被害総額 1 億 29,000 千円
平成 2. 9. 20	風害	台風による強風のため、農産物に被害を受けた。 果樹 172ha 被害総額 28,000 千円
平成 5. 7. 14	水害	発達した梅雨前線の影響により、大雨となり田畑冠水 4 箇所、非住居浸水 1 棟、山腹崩壊 2 箇所、法面崩壊 1 箇所、堰崩壊 1 箇所に被害があった。
平成 14. 7. 11	水害	台風 6 号による大雨のため、土砂崩れなどの災害があった。 山腹崩壊 1 箇所 法面崩壊 4 箇所

発 生 年 月 日	災 害 種 別	被 害 概 要
平成 16. 7. 10～21	水 害	梅雨前線の活発化に伴う大雨により公共土木施設及び農林水産関係に被害があった。 住宅被害 床下浸水 2 件 (7/17) 路肩欠所及び法面崩壊等 23 箇所 被害額 82, 250 千円 農林関係被害 被害額 5, 990 千円 総 額 88, 240 千円
平成 16. 8. 20	風 害	台風 15 号による強風のため、農産物に被害を受けた。 果樹 81ha 被害総額 13, 668 千円
平成 16. 8. 31	風 害	台風 16 号による強風のため、農産物に被害を受けた。 果樹 73ha 被害総額 14, 570 千円
平成 17. 12～18. 3	雪 害	12 月中旬からの寒波による大雪は、県内各地に被害をもたらした。本町では 12/26 に豪雪対策本部を設置。大きな被害がでた。 人的被害 軽傷 2 名、重傷 1 名 住家被害 一部破損 5 棟 農林被害 被害総額 396, 356 千円 ビニールハウス 倒壊 1 棟、一部倒壊 1 棟、半壊 1 棟 おうとう雨よけハウス倒壊 1 棟など 農作物被害 218ha
平成 23. 1～23. 3	雪 害	冬型の気圧配置等により特に 3 月は記録的な大雪となった。左沢観測所における最深積雪は 2/1 の 110 cm。1/17 に豪雪対策本部を設置。 人的被害 軽傷 3 名、重傷 4 名 住家被害 一部破損 1 棟 非住家被害 2 件
平成 24. 1～24. 3	雪 害	非常に強い寒気により記録的な大雪となった。左沢観測所における最深積雪は 2/4 の 144 cm。1/13 に豪雪対策本部を設置。 人的被害 軽傷 4 名 住家被害 一部破損 1 棟 非住家被害 6 件
平成 25. 1～25. 3	雪 害	南岸の低気圧の発達により記録的な大雪となった。左沢観測所における最深積雪は 74 cm、七軒地区は 157 cm。1/15 に豪雪対策本部を設置。 人的被害 軽傷 2 名 非住家被害 1 件
平成 25. 7. 18 平成 25. 7. 22	水 害	大雨により町内全域で建物等、町道等土木施設等に大きな被害があった。 降雨量及び避難状況 【7 月 17 日】 ・各観測所における降雨量 (7/17～7/18) 左沢観測所 累加雨量 164 mm 時間雨量 24 mm ・避難指示 (貫見、久保、大久保、荻野、鹿子沢、百目木、6 区) 対象世帯 59 世帯 実避難者数 155 名 ・避難勧告 (檜山) 対象世帯 4 世帯 実避難者数 11 名 【7 月 22 日】

発 生 年 月 日	災 害 種 別	被 害 概 要
		<ul style="list-style-type: none"> 各観測所における降雨量(7/22～7/23) 左沢観測所 累加雨量 88 mm 時間雨量 32 mm 避難勧告(荻野、久保) 対象世帯 9 世帯 実避難者数 15 名 被害状況(7/18、7/22 合計) <ul style="list-style-type: none"> 人的被害 なし 建物等被害 住宅被害 一部損壊 1 件、床上浸水 2 件、床下浸水 24 件 非住宅被害 全壊 1 件、一部損壊 4 件、浸水 32 件
平成 26. 7. 9～10	水 害	台風 8 号と梅雨前線の活発化に伴う大雨により建物等、町道等土木施設及び農林業関係等に大きな被害があった。 <ul style="list-style-type: none"> 各観測所における降雨量 左沢観測所 累加雨量 103 mm 時間雨量 16 mm 避難勧告(百目木、鹿子沢) 対象世帯 28 世帯 実避難者数 50 名 人的被害 なし 住宅被害 床上浸水 4 件、床下浸水 8 件
平成 27. 1～27. 3	雪 害	北・東日本積雪が平年を上回り記録的な大雪となった。左沢観測所における最深積雪は 86 cm、七軒地区は 176 cm。1/20 に豪雪対策本部を設置。 人的被害 重症 2 名、軽傷 2 名 非住家被害 6 件
平成 30. 1～30. 3	雪 害	県内では大蔵村が観測史上最大の積雪 445 c m を記録するなど記録的な大雪となった。左沢観測所における最深積雪は 80 cm、七軒地区は 155 cm。1/26 に豪雪対策本部を設置。 住家被害 3 件
令和元. 10. 12～13	水 害	台風 19 号による大雨により建物等に被害があった。 <ul style="list-style-type: none"> 避難準備：自主避難所開設(ふれあい会館、中央公民館、貫見こぶし館、沢口克雪センター) 対象世帯 80 世帯、対象避難者数 262 名 実避難世帯 5 世帯、実避難者数 21 名 人的被害 なし 住宅被害 床上浸水 1 件、床下浸水 4 件
令和 2. 7. 27 令和 2. 7. 29	水 害	停滞した梅雨前線により町内全域で建物等、町道等土木施設等に大きな被害があった。 <ul style="list-style-type: none"> ■河川の水位及び避難状況 各観測所における水位等 左沢観測所 総降水量 199. 5 mm (7/26～7/29) 最上川(中郷観測所) 最大 17. 14m (氾濫注意水位：14. 0 m) 月布川(荻野観測所) 最大 4. 04m (氾濫注意水位：1. 9 m) 避難勧告(百目木、鹿子沢、荻野、久保、貫見) 対象世帯 95 世帯、対象避難者数 246 名 実避難世帯 80 世帯、実避難者数 157 名 人的被害 なし 建物等被害 住宅被害 半壊 3 件、一部損壊 3 件、 床上浸水 17 件、床下浸水 13 件

発 生 年 月 日	災 害 種 別	被 害 概 要
		非住宅被害 床上 36 件
令和 3.1～3.3	雪 害	北日本から東日本の日本海側を中心に豪雪を記録するなど記録的な大雪となった。左沢観測所における最深積雪は 83 cm、七軒地区は 158 cm。1/8 に豪雪対策本部を設置。 人的被害 重症 3 名、軽傷 2 名 非住家被害 1 件
令和 4.1～4.3	雪 害	寒帯ジェット気流による繰り返し寒気が流れ込み低温や大雪となった。左沢観測所における最深積雪は 140 cm、七軒地区は 250 cm。1/14 に豪雪対策本部を設置。 人的被害 死者 1 名、重症 2 名、軽傷 2 名
令和 4.8.3～8.4	水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害（住家）：床上浸水 13 棟、床下浸水 12 棟 ・農業用施設被害：4 箇所 ・農作物被害：約 1.92ha

(2) 火災

(各年中)

区 分	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
出 火 件 数	7	6	4	4	6
被 災 棟 数	4	4	2(1)	3	5(4)
焼損建物床面積 (m ²)	430	2,914	213	8	206(203)
焼損林野面積 (a)	—	40	—	—	—
死 者	0	0	0	0	0
負 傷 者	2	0	0	0	3
損 害 額 (千 円)	23,320	772,388	2,487	286	4,001

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
出 火 件 数	2	4	7	9	2
被 災 棟 数	1	1	6	4	2
焼損建物床面積 (m ²)	29(37)	105	182	263	107
焼損林野面積 (a)	—	—	—	2	—
死 者	0	0	0	1	0
負 傷 者	0	0	0	0	1
損 害 額 (千 円)	132	28,831	3,358	9,182	7,450

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
出 火 件 数	9	1	0	3(2)	3(2)
被 災 棟 数	5	1	0	1(0)	2(1)
焼損建物床面積 (m ²)	173(199)	169	—	—	156
焼損林野面積 (a)	27	—	—	—	11
死 者	0	0	0	0	0
負 傷 者	0	0	0	0	3(1)
損 害 額 (千 円)	5,121	4,632	0	13	3,758

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出 火 件 数	6	6	6	2	3
被 災 棟 数	2	2	3	0	0
焼損建物床面積 (m ²)	15	220	285	-	-
焼損林野面積 (a)	8	-	46	-	4
死 者	0	0	0	0	0
負 傷 者	0	1	1	1	0
損 害 額 (千 円)	665	7,089	29,111	13	3

区 分	令和元年 (平成 31 年)	令和 2 年	令和 3 年
出 火 件 数	5	4	4
被 災 棟 数	3	2	0
焼損建物床面積 (m ²)	198	61	-
焼損林野面積 (a)	5	44	2
死 者	1	0	0
負 傷 者	0	0	0
損 害 額 (千 円)	6,101	106	2

(3) 地震

発 生 年 月 日	名 称	被 害 概 要
昭和 39. 6. 16 午後 1 時 1 分 38 秒	潟 地 震 新	震源地は新潟沖 20km、深さ 40km、M7. 5。新潟、山形、秋田の 3 県に多大の被害が発生した。鶴岡市大山で震度 6、酒田、温海、藤島、新庄、小国が震度 5、山形、米沢、長井、尾花沢が震度 4 を記録。被害の大部分は、鶴岡、酒田、遊佐、温海に集中。
昭和 53. 6. 12 午後 5 時 14 分	宮 城 県 沖 地 震	震源地は金華山沖の宮城県沖 100km、深さ 30km、M7. 4。宮城県を中心とする太平洋岸 1 都 6 県に被害をもたらした。仙台市は最も被害が多く、新興住宅や高層マンションに未経験の被害が集中し、ブロック塀や門柱の倒壊等により死者 28 人、負傷者 1, 227 人。震度は山形 4、新庄 5、酒田 4 を記録。山形県にも被害が生じた。
昭和 58. 5. 26 午前 11 時 59 分	日 本 海 中 部 地 震	秋田・青森県境 100km 深さ 14km が震源で M7. 7 の地震。北海道及び東北の日本海側から北陸山陰地方に津波が発生し、秋田、青森を中心に死者 104 名。山形県内の震度は、山形 3、酒田 4、新庄 3。
平成 7. 1. 17 午前 5 時 46 分	阪 神 淡 路 大 震 災	淡路島北部で深さ 14km、M7. 2 の地震が発生。死者 6, 000 名以上、住宅被害 40 万棟以上と戦後最大の災害となったとともに、気象庁が新震度階を制定して以来初めての「震度 7」を記録している。
平成 15. 5. 26 午後 6 時 24 分	三 陸 南 地 震 (宮城県沖)	宮城県沖（深さ 71km）を震源とした M7. 0（推定）の地震が発生。山形市は震度 4 を記録。
平成 16. 10. 23 午後 5 時 56 分	新 潟 中 越 地 震	新潟県中越地方（深さ 20km）を震源とした M6. 8（推定）の地震が発生。大江町は震度 3 を記録。
平成 17. 8. 16 午前 11 時 46 分	宮 城 県 南 部 地 震	宮城県沖（深さ 42km）を震源とした M7. 2（推定）の地震が発生。大江町は震度 3 を記録。
平成 19. 3. 25 午前 9 時 42 分	能 登 半 島 沖 地 震	能登半島沖（深さ 50km）を震源とした M7. 1（推定）の地震が発生。大江町は震度 2 を記録。
平成 19. 7. 16 午前 10 時 13 分	新 潟 県 中 越 沖 地 震	新潟県上中越沖（深さ 17km）を震源とした M6. 8（推定）の地震が発生。大江町は震度 3 を記録。
平成 20. 6. 14 午前 8 時 43 分	岩 手 ・ 宮 城 内 陸 地 震	岩手県内陸南部（深さ 8km）を震源とした M7. 2（推定）の地震が発生。大江町は震度 3 を記録。
平成 20. 7. 24 午前 0 時 26 分	岩 手 県 沿 岸 北 部 地 震	岩手県沿岸北部（深さ 108km）を震源とした M6. 8（推定）の地震が発生。大江町は震度 3 を記録。
平成 23. 3. 11 午後 2 時 46 分	東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 (東日本大震災)	三陸沖（深さ 24km）を震源とした M9. 0（推定）の地震が発生。日本観測史上最大のマグニチュードを記録。最大震度は 7 で大江町は震度 4 を記録。大津波などによる死者行方不明者 1 万 8500 人にのぼり、東北地方を中心に壊滅的な被害を受けた。地震と津波により福島第一原子力発電所事故が発生し周辺自治体の 10 万人を超える住民が避難を余儀なくされた。3/15 に災害対策本部を設置。幸い、本町に大きな被害等はなかったが、発電所の被災などにより県内全域で長時間の停電や流通のストップに伴う物資不足（食品やガソリン等の燃料）が深刻となった。

発 生 年 月 日	名 称	被 害 概 要
令和元. 6. 18 午後 10 時 22 分	山 形 県 沖 地 震	山形県沖（深さ 10km）を震源としたM6. 8（推定）の地震が発生。 大江町は震度 4 を記録。
令和 3. 2. 13 午後 11 時 8 分	福 島 県 沖 地 震	福島県沖（深さ 55km）を震源としたM7. 3（推定）の地震が発生。 大江町は震度 4 を記録。
令和 3. 2. 20 午後 6 時 9 分	宮 城 県 沖 地 震	宮城県沖（深さ 60km）を震源としたM7. 2（推定）の地震が発生。 大江町は震度 3 を記録。
令和 3. 5. 1 午前 10 時 27 分	宮 城 県 沖 地 震	宮城県沖（深さ 60km）を震源としたM6. 6（推定）の地震が発生。 大江町は震度 3 を記録。
令和 3. 6. 16 午後 6 時 9 分	福 島 県 沖 地 震	福島県沖（深さ 60km）を震源としたM7. 2（推定）の地震が発生。 大江町は震度 3 を記録。
令和 3. 6. 16 午後 6 時 9 分	福 島 県 沖 地 震	福島県沖（深さ 60km）を震源としたM7. 3（推定）の地震が発生。 大江町は震度 4 を記録。

5 自衛隊の災害派遣要請

災害派遣要請書様式

第 年 月 日
号

山形県知事 殿

大江町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

災害派遣部撤収要請書様式

第 号
年 月 日

山形県知事 殿

大江町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、
下記のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

6 消防・水防

消防団の組織

分団名	部 名	担 当 区 域
自動車分団	第 1 部	左沢 6 区、7 区、8 区、9 区、10 区、蛭水
	第 2 部	
	第 3 部	
第 1 分団	第 1 部	左沢 1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、木の沢
	第 2 部	左沢 13 区、小漆川、みなみ
	第 3 部	市の沢、下北山、下モ原、山崎、若原
第 2 分団	第 1 部	左沢 11 区、12 区、藤田
	第 2 部	小見、月が丘
	第 3 部	富沢
	第 4 部	用
	第 5 部	深沢
	第 6 部	伏熊
第 3 分団	第 1 部	諏訪原、美郷、望山、上北山、梨木原、軽井沢
	第 2 部	荻野、堂屋敷、原、所部、塩野平
	自動車部	葛沢、滝の沢、顔好
第 4 分団	自動車部	貫見、黒森、中の畑、小清
	第 1 部	三合田、久保、材木、橋上
	第 2 部	十八才、小鉾、檜山、月布
	第 3 部	沢口、中沢口、道海、柳川平、田の沢、矢引沢、古寺

防災倉庫

設置場所	所在地	面積	建設年度
町民ふれあい会館	左沢 306	9.6 m ²	H27
左沢小学校	左沢 1170-1	9.6 m ²	H28
本郷東小学校	本郷丙 275-2	9.6 m ²	H29
大江中学校	本郷己 605	9.6 m ²	H30
体育センター	本郷丁 373-1	9.6 m ²	H30
克雪管理センター	沢口 23-1	9.6 m ²	R1
旧本郷西小学校	十八才甲 117-1	9.6 m ²	R2
消防大江分署裏	本郷丁 373-1	9.6 m ²	R2

防災倉庫の備蓄基準（水防関係）

品名	経常寸法	呼称	数量	摘要
(器具)				
ペンチ等		丁	5	
鎌		丁	5	
のこぎり		丁	5	
なた又は斧		丁	5	
掛矢等		丁	5	
スコップ		丁	10	
ツルハシ		丁	3	
縫針		丁	5	
一輪車		台	3	
(資材)				
フルコン又は麻袋等		袋	500	
むしろ、ビニールシート	大	枚	5	
縄、ビニール紐		kg	20	
杉丸太	長 3.6m 末口 9 cm	本	10	
木杭	長 1.8m 末口 6 cm	本	50	
竹	長 3.5m 目通り 6 c	本	20	
鉄線	10# 又は 8#	kg	40	
鉄杭	長 1.2m φ 16 mm	本	50	
塩ビ管	長 4m φ 10~15 cm	本	5	

危険物貯蔵所

(1) 石油類取扱い

事業所名	所在地	電話番号	備考
(有) 清野石油店	大字左沢 155	62-2210	給油取扱
(株) マルキ佐藤商店	大字左沢 885	62-2525	給油取扱
大久商店月布給油所	大字月布 52-1	64-2947	給油取扱
茂木商店	大字左沢 1792-3	62-2136	給油取扱
オアシス 287SS	大字左沢 2130-1	86-1682	給油取扱
(株) シェイエイライフセルフ SS サポート西	寒河江市大字中郷 1551-1	62-3665	給油取扱

(2) 液化石油ガス取扱い

事業所名	所在地	電話番号	備考
(株) 小関	大字左沢 499	62-2128	販売
(株) マルキ佐藤商店	大字左沢 885	62-2525	販売
川勝商店	大字左沢 903	62-2175	販売
兼子燃料店	大字本郷戊 13-5	62-3108	販売
イナムラ(株)	大字本郷丙 606-5	62-5155	販売

7 災害危険箇所

土砂災害警戒区域等

地区名	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示年月日	区域の種類	
						土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
藤田	藤田1	1-25003-01	大字藤田地内	急傾斜地の崩壊	H20. 1. 29	○	○
	藤田2	1-25003-02	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
富沢	大坂	16-034	大字富沢地内	土石流	〃	○	○
	裏山	2-2528	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
用	用	2-2529	大字三郷甲地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
深沢	深沢	16-02	大字三郷乙地内	土石流	〃	○	
伏熊	伏熊沢	16-27	大字三郷丙地内	土石流	〃	○	○
	三平浦沢	16-33	〃	土石流	〃	○	○
市の沢	李田沢	16-11	大字本郷戊地内	土石流	〃	○	
	市の沢	1-2505	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
荻野	荻野沢	16-26	大字荻野地内	土石流	H21. 9. 8	○	○
堂屋敷	堂屋敷	16-35	大字堂屋敷地内	土石流	〃	○	
上北山	上北山	2-2525	大字本郷丙地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
軽井沢	伝毛沢	16-19	大字本郷甲地内	土石流	〃	○	○
塩ノ平	中森沢	16-12	大字塩野平地内	土石流	〃	○	○
材木	材木	109	大字材木、橋上、顔好甲地内	地滑り	〃	○	
小 新	コギタ沢	16-15	大字小新地内	土石流	〃	○	○
	イドク沢	16-20	〃	土石流	〃	○	○
	小新	2-2523	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	小新-1	108-1	〃	地滑り	〃	○	
	小新-2	108-2	〃	地滑り	〃	○	
	小新-3	108-3	〃	地滑り	〃	○	
	小新-4	108-4	大字小新、橋上地内	地滑り	〃	○	
十八才	浅山沢	16-10	大字十八才甲地内	土石流	〃	○	○
	抜隠沢	16-H01	〃	土石流	〃	○	○
	大久保沢	16-3	大字十八才乙地内	土石流	〃	○	○
	大久保	2-2519	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	大久保乙	2-2520	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	大久保乙2	2-25H007	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	大平	2-2521	大字十八才甲地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
檜 山	入間沢	16-4	大字檜山地内	土石流	〃	○	
	檜山沢	16-5	〃	土石流	〃	○	○
	檜山1	2-2515	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	檜山2	2-2516	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	檜山3	2-2517	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	檜山4	2-2518	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	檜山-1	107-1	大字檜山、十八才乙地内	地滑り	〃	○	
	檜山-2	107-2	大字檜山地内	地滑り	〃	○	

地区名	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示年月日	区域の種類	
						土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
月 布	高野沢	16-30	大字月布地内	土石流	〃	○	○
	裏沢	16-31	〃	土石流	〃	○	○
	取の木沢	16-6	〃	土石流	〃	○	
	祭田	2-2512	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	祭田 2	2-25H006	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	高野	2-2513	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	川の上	2-2514	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	ヒデリ田	106	〃	地滑り	〃	○	
貫 見	要害沢	16-28	大字貫見地内	土石流	〃	○	
	貫見 2	2-2511	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	貫見 1	2-2530	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	貫見-1	105-1	大字貫見、黒森地内	地滑り	〃	○	
	貫見-2	105-2	大字貫見地内	地滑り	〃	○	
	貫見-3	105-3	大字貫見、月布地内	地滑り	〃	○	
小 清	後沢	16-16	大字小清地内	土石流	〃	○	
	山梨沢	16-22	〃	土石流	〃	○	○
	小清	2-2508	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	小清 2	2-25H005	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	滝ノ上	2-2509	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
松 保	松保	2-2510	〃	急傾斜地の崩壊	H20. 1. 29	○	○
沢 口	平畠沢	16-17	大字沢口地内	土石流	H21. 9. 8	○	○
	地蔵川	16-7	〃	土石流	〃	○	○
	向田	1-2502	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	平畠	2-2505	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	中沢口	2-2506	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	滝ノ沢	2-2507	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	沢口	1-25H002	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	中沢口 2	1-25H003	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	滝ノ沢 2	2-25H004	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	中沢口-1	104-1	〃	地滑り	〃	○	
	中沢口-2	104-2	〃	地滑り	〃	○	
中沢口-3	104-3	〃	地滑り	〃	○		
柳 川	須の沢	16-18	大字柳川地内	土石流	H21. 9. 8	○	○
	青柳	16-37	〃	土石流	〃	○	
	湯の沢	16-8	大字沢口地内	土石流	〃	○	○
	樽水-1	1-2501-1	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	樽水-2	1-2501-2	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	青柳	2-2501	大字柳川地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	引土	2-2502	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	長畑	2-2503	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	七夕畑	2-2504	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○

地区名	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示年月日	区域の種類	
						土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
古 寺	古寺沢	16-29	大字貫見地内	土石流	〃	○	○
	水神沢	16-36	〃	土石流	〃	○	○
左 沢	左沢裏山	1-25H013	大字左沢地内	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 30	○	○
	弁財天	J-02	〃	土石流	〃	○	○
	左沢 1	2-25H008	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	左沢 2-1	2-25H009-1	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	左沢 2-2	2-25H009-2	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	台の上	2-2527	〃	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	木の沢	14-30	〃	土石流	H27. 12. 15	○	○
	松川	2-2109	〃	急傾斜地の崩壊	H27. 12. 15	○	○
	柴橋 1	2-21H022	〃	急傾斜地の崩壊	H27. 12. 15	○	○
葛 沢	葛沢	1-2504	大字本郷甲地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
橋上・三合田	おかし沢	16-32	大字橋上地内	土石流	H20. 1. 29	○	○
	顔好甲	2-2524	大字顔好甲地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	久保 2	2-25H010	大字顔好乙地内	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 30	○	○
	久保 1	2-25H011	大字橋上、顔好甲地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
	前山	2-25H012	大字橋上地内	急傾斜地の崩壊	〃	○	○
橋 上	長坂沢	16-21	〃	土石流	〃	○	○
柳 川	田ノ沢	J16-H001	大字柳川地内	地滑り	H27. 12. 15	○	○
沢 口	道海	J16-H004	大字沢口地内	地滑り	H27. 12. 15	○	○
	阿ヨシ	J16-H005	〃	地滑り	H27. 12. 15	○	○
小 清	横道	J16-H006	大字小清地内	地滑り	H27. 12. 15	○	○
黒 森	中の畑家	J16-H007	大字黒森地内	地滑り	H27. 12. 15	○	○
所 部	所部	J16-H008	大字所部地内	地滑り	H27. 12. 15	○	○
原 田	原田 1	2-25H016	大字原田地内	急傾斜地の崩壊	R3. 12. 10	○	○
	原田 2	1-25H017	大字原田地内	急傾斜地の崩壊	R3. 12. 10	○	○
小 見	小見 1	2-25H018	大字小見地内	急傾斜地の崩壊	R3. 12. 10	○	○
	小見 2	2-25H019	大字小見地内	急傾斜地の崩壊	R3. 12. 10	○	○
小漆川	本郷古城裏	2-25H015	大字本郷地内	急傾斜地の崩壊	R3. 12. 10	○	○

土石流危険溪流 I

No.	河川名	溪流名	位置 (大字)	流域面積 (km ²)	保全対象 人家戸数	基準雨量 (mm)	
						警戒	避難
1	最上川	深沢	三郷	0.12	13	100	124
2	月布川	小入間	檜山	0.06	7	〃	〃
3	月布川	沢口沢	沢口	1.05	2	〃	〃
4	月布川	湯の沢	沢口	0.15	0	〃	〃
5	月布川	浅山沢	十八才	0.22	5	〃	〃
6	市の沢川	下田せき	本郷	0.16	4	〃	〃
7	徳沢川	青柳沢	柳川	0.77	5	〃	〃
8	最上川	愛宕下沢	左沢	0.11	8	〃	〃
9	最上川	伏熊沢	三郷	0.04	5	〃	〃
10	古寺川	古寺沢	貫見	0.23	0	〃	〃
11	最上川	三郷富沢	三郷	0.03	5	〃	〃
12	月布川	青柳	柳川	0.07	1	〃	〃

土石流危険溪流 II

No.	河川名	溪流名	位置 (大字)	流域面積 (km ²)	保全対象 人家戸数	基準雨量 (mm)	
						警戒	避難
1	月布川	乙沢	十八才	0.15	1	100	124
2	月布川	檜山沢	檜山	0.07	3	〃	〃
3	月布川	月布敷	月布	0.50	1	〃	〃
4	所部川	塩ノ平沢	塩の平	0.26	4	〃	〃
5	小鉦川	小鉦沢	小鉦	0.07	2	〃	〃
6	小清川	裏の沢	小清	0.37	3	〃	〃
7	大瀬川	平富沢	沢口	0.06	1	〃	〃
8	月布川	ヂンケ沢	本郷	0.34	1	〃	〃
9	月布川	イドク沢	小鉦	0.11	2	〃	〃
10	月布川	小セキ沢	橋上	0.22	2	〃	〃
11	月布川	山梨沢	小清	0.03	1	〃	〃
12	最上川	大沢	三郷	1.08	1	〃	〃
13	月布川	荻野沢	荻野	0.14	4	〃	〃
14	小清川	貫見沢	貫見	1.09	3	〃	〃
15	月布川	月布沢	月布	0.06	4	〃	〃
16	月布川	池ノ沢	月布	0.06	4	〃	〃
17	月布川	甲沢	顔好	0.03	3	〃	〃
18	最上川	三郷伏熊	三郷	0.03	3	〃	〃
19	月布川	堂屋敷	堂屋敷	0.17	4	〃	〃
20	古寺川		貫見	0.26	1	〃	〃

重要水防箇所

番号	水系名	河川名	重要水防箇所		危険度		対策水防工法	警報基準水位		担当水防分隊	備考
			地区名 左右岸別	延長 m	種別	ランク		量水標	水位 m		
1	最上川	最上川	左沢 左	720	無堤	A	—	長崎	13.30	第1分団	
2	最上川	市の沢川	左沢 左右	1箇所	工作物	A	積土俵	長崎	13.30	第2分団	
3	最上川	小清川	貫見 右	100	法崩れ	A	大型土のう 積み工	荻野	1.90	第4分団	
4	最上川	月布川	十八才 左右	700	水衝洗掘	B	木流し工	荻野	1.90	第4分団	
5	最上川	大瀬川	沢口 右	100	水衝洗掘	B	木流し工	荻野	1.90	第4分団	
6	最上川	月布川	橋上 右	1,000	堤防高	A	積土俵	荻野	1.90	第4分団	
7	最上川	月布川	貫見 左右	600	堤防高	A	積土俵	荻野	1.90	第4分団	

雪崩危険箇所

(県一斉点検箇所)

No.	危険箇所名	位 置	人家(戸)	法的規制	危険箇所の種類	公共的建物・施設
1	三 郷	大字三郷	8		急傾斜	
2	矢 引 沢	大字柳川	5		土石流	
3	谷 地 田	大字柳川	5		土石流	県道・町道
4	長畑(1)	大字柳川	6	砂 防 指 定		県道・町道
5	長畑(2)	大字柳川	8	砂 防 指 定		その他施設・町道
6	七 夕 畑	大字柳川	5		土石流	県道
7	檜 水	大字沢口	5	急傾斜	土石流・急傾斜	県道・学校
8	向田(1)	大字沢口	10	保安林	土石流・急傾斜	公民館・県道・町道
9	向田(2)	大字沢口	8	保安林	土石流	公民館・県道・町道
10	中 沢 口	大字沢口	5		地すべり	公民館・町道
11	道 海	大字沢口	9	地すべり	地すべり	公民館・町道
12	小清(1)	大字小清	6		土石流・地すべり	町道
13	小清(2)	大字小清	10	砂 防 指 定	土石流・地すべり	公民館・町道
14	干 刈	大字月布	17		地すべり・急傾斜	公民館・県道・町道
15	月 布	大字月布	27		土石流	町道
16	檜 山	大字檜山	23		土石流・地すべり	町道
17	小 鉦	大字小鉦	13	地すべり	土石流・地すべり	公民館・町道
18	葛 沢	大字本郷	8		急傾斜	県道・町道
19	上 北 山	大字本郷	5			
20	市 の 沢	大字本郷	6		土石流	県道・町道
21	左 沢	大字左沢	7			町道

8 避難

避難所一覧

区 分		施 設 名	所 在 地	避難場所 (2㎡/1人)			収容避難所 (4㎡/1人)	
避難 場所	収 容 避難所			公園 緑地 (ha)	グラウンド (㎡)	収容 人員	体育館 等(㎡)	収容 人員
《左沢地区》								
○	○	左 沢 小 学 校	左沢 816-2			6,043	910	227
○	○	町民ふれあい会館	左沢 306			4,000	461	115
○	○	県立左沢高等学 校	藤田 816-3			14,577	1,890	472
○	○	県立楯岡特別支 援学校大江校	三郷丙 1403			4,130	432	108
《本郷地区》								
○	○	本 郷 東 小 学 校	本郷丙 275-2			5,792	636	159
○	○	旧本郷西小学校	十八才甲 117-1			4,037	532	133
○	○	大 江 中 学 校	本郷己 605			7,420	1,050	262
○	○	中 央 公 民 館	本郷丁 373-1			6,581	489	122
○	○	体 育 セ ン タ ー	本郷丁 373-1			4,500	1,748	437
○		総 合 体 育 施 設	本郷己 605-1			12,300	—	
《七軒地区》								
○	○	旧七軒東小学校	貫見 693-2			4,071	440	110
○	○	西 地 区 体 育 館	貫見 468-2				628	157
○	○	克雪管理センター	沢口 23-1				99	24
○		荒木田グラウンド	沢口 247			4,568	—	
○	○	山 里 交 流 館	柳川 959-1			2,365	361	90

9 緊急輸送

災害時臨時ヘリポート指定予定場所

名 称	所 在 地	代 表 者	面 積(m ²)	電話番号	備 考
左 沢 小 グ ラ ウ ン ド	左 沢	同 校 校 長	12,086	62-3273	
左 沢 高 校 グ ラ ウ ン ド	藤 田	〃	29,155	62-2169	
大 江 中 グ ラ ウ ン ド	本 郷	〃	14,840	62-4155	
本 郷 東 小 グ ラ ウ ン ド	諏 訪 原	〃	11,585	62-2821	
旧 本 郷 西 小 グ ラ ウ ン ド	十 八 才	教 育 文 化 課 長	8,074	62-3666	
旧 七 軒 東 小 グ ラ ウ ン ド	貫 見	〃	8,142	〃	

一次集積配分拠点候補施設

(1) 拠点施設

施 設 名	所 在 地	床面積(m ²)	電話番号	施設管理団体	備考
さがえ西村山農業協同組合 大江営農生活センター	本郷丙 332-42 外 1	3,846	62-3217	J A さがえ西村山	

(2) 補助施設

集 積 地	所 在 地	電話番号
中 央 公 民 館	本郷丁 373-1	62-3666
体 育 セ ン タ ー	〃	62-3663

輸送車両一覧 (町所有車両)

車 種 区 分	台 数
普 通 乗 用 車	9
軽 乗 用 車	4
普 通 貨 物	2
小 型 貨 物	5
軽 貨 物	2
自 家 用 乗 合	8

車両の借上先

(1) 乗用車

名 称	小型	大型	計	所 在 地	電話番号
大 江 タ ク シ ー	4	1	5	左 沢 1013	62-2248
朝 日 タ ク シ ー	7	3	10	本郷丙 645-1	62-6088

(2) トラック類

名 称	小型(2t)	中型(4t)	大型	所 在 地	電話番号
林 建 設 (株)	2		1	左沢 328	62-5111
高 子 建 設 (株)	2	1	0	左沢 1166	62-3635
(株) 大 泉 組	3	0	0	左沢 1201-1	62-3900
兼 子 土 木 (株)	2	1	0	藤田 127-14	62-3684

10 医療救護

医療機関一覧

町内医療機関

No.	施設名	電話番号	所在地	診療科目等
1	医療法人霞晴堂 白田医院	62-3155	左沢 1187	内・外・消
2	大江町あかざクリニック	84-7210	左沢 876-29	内
3	五十嵐歯科医院	62-4648	左沢 396-1	歯
4	太田歯科医院	62-2322	左沢 887-3	歯
5	公平歯科医院	62-2034	左沢 548-2	歯

町外近隣公立医療機関

No.	施設名	電話番号	所在地	診療科目等
1	寒河江市立病院	86-2101	寒河江市大字寒河江字塩水 80	内・小・整・皮
2	朝日町立病院	67-2125	朝日町大字宮宿 843	内・外・眼・整
3	西川町立病院	74-2211	西川町大字海味 581	内・外
4	県立河北病院	73-3131	河北町谷地字月山堂 111	内・小・外・整・ 脳・皮・泌・産・ 眼・耳・放

医薬品等調達先

調達先	所在地	電話番号
一久薬局	左沢 359	62-2063
ドラッグヤマザワ左沢店	左沢 997-1	84-7311

11 食料・飲料水等の調達・供給

主食、副食物等調達先

名 称	所 在 地	電話番号	摘 要
J A さがえ西村山大江基幹支所	左沢 887-1	62-3211	米 穀
(有) 大 江 米 商	藤田 47-2	62-3254	
川 勝 米 穀 店	左沢 903	62-2175	
公 平 米 穀 店	本郷己 20-2	62-2355	
す ず き こ め や	左沢 459-2	62-2173	
備せいの乳販 明治ヘルシーみるくセンター	本郷戊 60	62-2057	牛 乳
森永牛乳左沢販売所	左沢 511-1	62-3264	乳 製 品
(有) 肉 の キ ク チ	左沢 400	62-2010	食 肉
(株) 佐 藤 牛 肉 店	左沢 461	62-2266	

応急給水補給水利施設

No.	摂水箇所	配水池容量(m ³)	連絡先	電話番号	備 考	
1	上 水 道	楯 山 配 水 池	2,010	建設水道課	62-2111	無 人
2		下 北 山 配 水 池	872	〃	〃	〃
3		三 郷 配 水 池	138	〃	〃	〃
4		長 畑 配 水 池	150	〃	〃	〃
5		徳 沢 配 水 池	90	〃	〃	〃
6		貫 見 配 水 池	242	〃	〃	〃
7	簡 易 水 道	用 配 水 池	18	〃	〃	〃
8		黒 森 配 水 池	39	〃	〃	〃
9		道 海 配 水 池	46	〃	〃	〃

応急給水資機材

No.	資 機 材 名	数 量	所 在 地	電話番号
1	飲料水用ポリ缶 20 ^{リットル} 容器	30 缶	建 設 水 道 課	62-2111
2	飲料水貯水槽 1,000 ^{リットル}	1 基	〃	〃

12 遺体の処理・埋葬

遺体収容所

施設名	電話番号	所在地
体育センター	62-3663	本郷丁 373-1
町民ふれあい会館	62-3822	左沢 306

火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	処理能力	使用燃料
寒河江地区斎場	寒河江市大字柴橋 字平野 3281-2	西村山広域行政 事務組合理事長	84-4611	12体/日	灯油

13 文教

教科書取扱店

名 称	所 在 地	電話番号	摘 要
井筒屋書店(有)	左沢 906	62-2029	

国、県、町指定文化財

〈国指定文化財〉

No.	名 称	種別区分	所 在 地	指定年月日	摘 要
1	左沢楯山城跡	史跡	左沢字楯山内ほか	平 21. 2. 12 平 22. 2. 22 (追加指定)	

〈国選定文化財〉

No.	名 称	種別区分	所 在 地	指定年月日	摘 要
1	最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	重要文化的景観	左沢ほか	平 25. 3. 27	

〈県指定文化財〉

No.	名 称	種別区分	所 在 地	指定年月日	摘 要
1	神代カヤ	天然記念物	小新 22	昭 27. 4. 1	
2	松保の大スギ	天然記念物	小清 547 乙	昭 28. 8. 31	
3	阿弥陀如来坐像	彫刻	三郷丙 387	平 22. 4. 30	

〈町指定文化財〉

No.	名 称	種別区分	所 在 地	指定年月日	摘 要
1	板碑	史跡	貫見 661-1	昭 53. 1. 17	2 基
2	大江町立歴史民俗資料館	建造物	本郷丁 373-1	昭 54. 8. 30	
3	御戸帳	工芸品	本郷丁 373-1	昭 60. 3. 23 平 23. 12. 20 (追加指定)	47 点 12 点
4	左沢城主酒井直次墓	史跡	本郷己 525	平 1. 3. 8	
5	左沢城主酒井直次夫人墓	史跡	本郷己 525	平 1. 3. 8	
6	巨海院山門	建造物	本郷己 7	平 1. 3. 8	
7	矢引沢の大スギ	天然記念物	柳川 1063	平 3. 9. 20	

14 ライフラインの応急復旧

町内建設業者等一覧

事業所名	所在地	電話番号
林建設(株)	大江町大字左沢 328	62-5111
(株)小関	大江町大字左沢 499	62-2128
高子建設(株)	大江町大字左沢 1166	62-3635
(株)大泉組	大江町大字左沢 1201-1	62-3900
兼子土木(株)	大江町大字藤田 127-14	62-3684
(有)金山鉄工所	大江町大字藤田 747	62-2349
(株)中央設備	大江町大字本郷己 24-1	62-3812
(株)柏倉設備工業	大江町大字本郷己 313-1	62-3221
(株)最上設備	大江町大字本郷丁 28-1	62-2931
(株)西山設備	大江町大字本郷丁 28-12	83-4188
(有)阿部組	大江町大字本郷丙 253-2	62-4700
(株)イナムラ	大江町大字本郷丙 606-5	62-5155
(有)結城組	大江町大字小新 213	62-4390
(株)クレンズ興産	大江町大字小見字原 535-14	62-2188

15 その他資料

町内重要避難路

○避難路（檜山地区）

路線課名	避難所名	住所		路線延長	備考
		起点	終点		
町道檜山連絡線	旧本郷西小学校	檜山 457 先	檜山 460-1 先	245.5m	

緊急時輸送道路として整備していく農林道

道路名	備考
農道藤田山線	町道藤田堂屋敷線被災時の代替路
林道小新檜山線	町道橋上小新線被災時の代替路
林道小柳線	町道橋上小新線被災時の代替路

防災重点ため池

	ため池	位置	備考
1	滝の沢ため池	大字本郷地内	
2	藤田ため池	大字富沢字大沢地内	
3	前田ため池	大字三郷乙 2102	
4	伏熊ため池	大字三郷字田沢山地内	
5	昭和沼	大字三郷地内	4 の重ねため池
6	小見大堤	大字三郷地内	
7	四の堤	大字小見地内	6 の重ねため池
8	三の堤	大字小見地内	6 の重ねため池
9	二の堤	大字小見地内	6 の重ねため池
10	水林堤	大字小見地内	
11	二の沢ため池	大字三郷地内	
12	前田池	大字三郷地内	
13	日光入ため池	大字小見地内	
14	琵琶堤	大字堂屋敷地内	
15	庚申ため池	大字本郷己 335-2	
16	吉田堤	大字月布 646	
17	深沢東上堤	大字三郷地内	
18	深沢東堤	大字三郷地内	17 の重ねため池
19	藤田山堤	大字藤田 839-22	
20	山の神堤	大字堂屋敷 323-23	
21	伏熊沼	大字三郷地内	

大江町地域防災計画 資料編

発 行 山形県 大江町

〒990-1101

山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1

T E L : 0237-62-2111 (代表電話)

F A X : 0237-62-4736

企画・編集 大江町 総務課